

# 山元町こども計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

宮城県 山元町



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 こどもまんなか社会の実現に向けて.....	3
3 計画の位置づけと対象.....	4
4 計画の期間 .....	5
5 計画の策定体制.....	6

## 第2章 山元町の現状

1 人口と世帯の状況 .....	7
2 婚姻・出産等の状況 .....	11
3 就業の状況 .....	16
4 教育・保育事業の状況.....	18
5 アンケート調査結果について.....	20
◆子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査 .....	20
◆こども・若者意識調査 .....	29
6 放課後児童クラブ(こども)の意見 .....	38
7 子育て関連団体へのアンケート調査.....	39
8 こども・若者、子育て当事者を取り巻く主な課題 .....	41

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	45
2 計画の基本方針.....	46
3 計画の基本目標と施策の体系.....	47

## 第4章 施策の展開

1 ◆ 基本目標 1 ◆ 子育て・子育ての支援の推進 .....	49
2 ◆ 基本目標 2 ◆ ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進.....	60
3 ◆ 基本目標 3 ◆ 安心して子育てができる支援の推進 .....	66

## 第5章 計画の目標値と子ども・子育て支援事業の見込み

1 計画の目標値.....	73
2 子ども・子育て支援制度の概要.....	74
3 教育・保育提供区域と認定区分.....	75
4 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保.....	76
5 子ども・子育て支援事業の量の見込み .....	79

## 第6章 計画の推進に向けて

- 1 協働による計画の推進..... 95
- 2 計画の進行管理..... 96

## 資料編

- 1 子ども・子育て会議設置要綱..... 97
- 2 山元町子ども・子育て会議委員名簿..... 99

# 第1章

計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国において令和5年4月、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正)に基づく3つのこどもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

近年、子ども・若者を取り巻く状況は、貧困を始め、虐待、いじめや体罰・不適切な指導、不登校、障害など多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれたこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

本町では、これまでに子どもたちの健全な成長と発達を支援することや、子育てしやすい環境の確保、教育環境の改善、地域社会との連携強化を図り、山元町全体で子育てを支える環境づくり、及び次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、平成27年3月に「第1期山元町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には、「第2期山元町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同計画に基づき各種施策を推進してきました。

これらを踏まえ、「山元町子ども・子育て支援事業計画」のこれまで取り組んできた計画の方向性を引き継ぎつつ、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づいた各種施策の実施や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力に推進していくため、少子化対策やこどもの貧困解消対策、こども・若者育成支援等の施策を統合し、一体的に取りまとめた「山元町こども計画」(第3期山元町子ども・子育て支援事業計画)を策定します。

【子ども・若者支援を取り巻く主な法令等】

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 (平成15年9月1日施行) 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 (平成17年4月1日施行)	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る(対象:0歳~18歳) ※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)
子ども・若者育成支援推進法 (平成22年4月1日施行) 子供・若者育成支援推進大綱 「子ども・若者ビジョン」を策定	全ての子ども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指す(対象:0歳~39歳)
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (平成26年1月17日施行) 「子供の貧困解消対策に関する大綱」を策定	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする
子ども・子育て支援法 (平成27年4月1日施行)	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実(対象:0歳~18歳)

- 令和5年4月に「こども家庭庁」が発足。
- こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行。

**こども基本法**

令和5年4月1日施行 こどもの状況、環境等にかかわらず、権利が守られる社会の実現

**こども施策に関する大綱(こども大綱)【こども基本法第9条に規定】**

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困解消に向けた対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

**こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】**

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「こどもの貧困解消対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」・「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

**こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】**

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている



## 2 こどもまんなか社会の実現に向けて

### (1) こどもまんなか社会とは

本計画は、「こども大綱」を勘案し、本町における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、本町の実情に応じた目的設定をすることが必要です。

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

こうした流れを踏まえ、こども大綱を勘案した計画を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

#### 【こどもまんなか社会】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

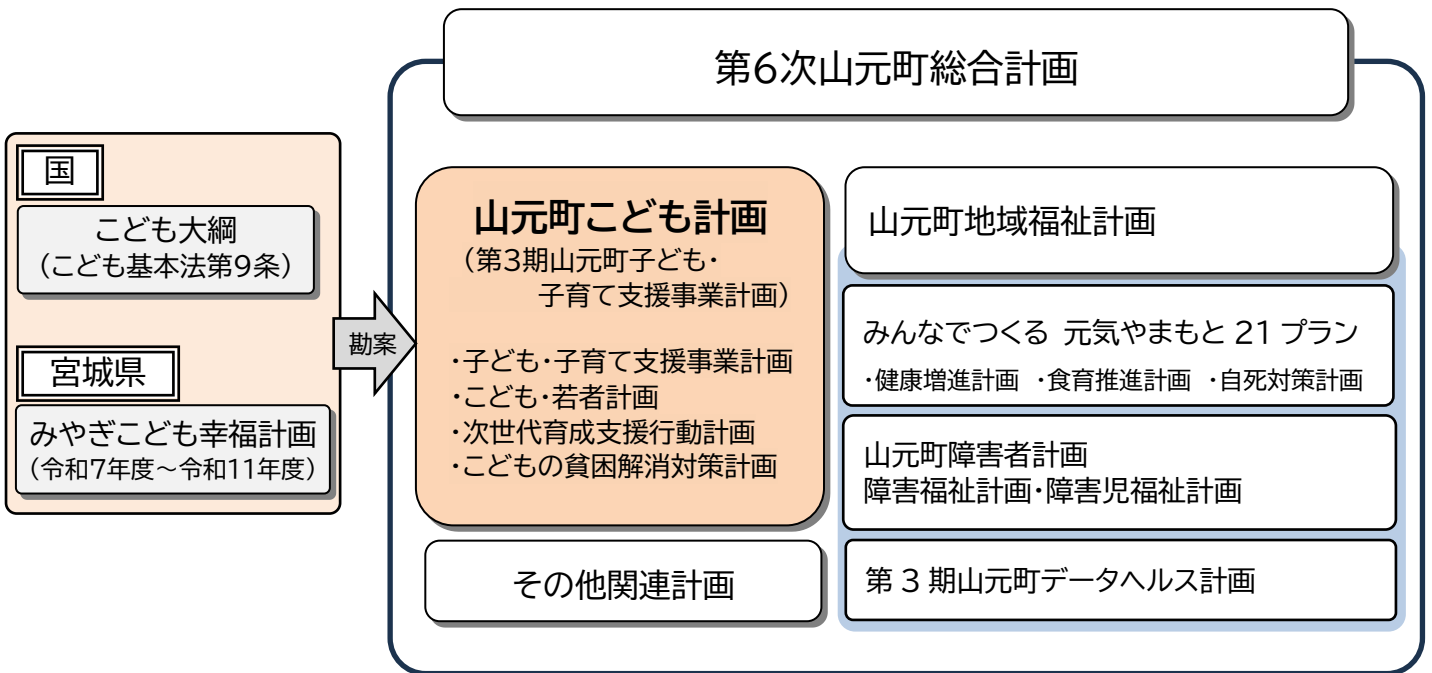


### 3 計画の位置づけと対象

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」を軸とし、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、少子化社会対策基本法第7条第1項の規定に基づく「少子化社会対策基本計画」を一体のものとした計画です。

また、本町の最上位計画である「第6次山元町総合計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「山元町地域福祉計画」、その他、子ども・子育て施策に関係する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



## (2)SDGsの視点

SDGsとは「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、町の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標と施策展開の関連性を鑑み、取り組みを推進していきます。



資料：国際連合広報センター

## (3)計画の対象

本計画は、本町に住まうすべての子ども、若者、妊婦、子育て当事者を対象とします。

計画の対象となる「子ども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」すべてと定めます。また、本計画は、子ども・若者がそれぞれのライフステージにおいて本町で幸せに暮らしていけるように、行政をはじめとした、地域や、地域で活動している組織・団体等、すべての関係者が子ども・若者を支えていくことを目指すものであり、その支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするものです。

## 4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とした計画とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第6次山元町総合計画							次期計画	
第2期山元町子ども・子育て支援事業計画			山元町子ども計画 (第3期山元町子ども・子育て支援事業計画)				次期計画	
		次期計画策定					次期計画策定	

## 5 計画の策定体制

山元町子ども・子育て会議の開催、アンケート調査の実施及びパブリックコメントの実施など、町民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

### (1)山元町子ども・子育て会議の開催

本計画は、こども基本法における「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長や、就労・結婚・妊娠・出産・育児に対する支援を主たる目的とする施策、こどもや子育て家庭に関する施策、若者の社会参画支援などが含まれており、これらを踏まえて計画策定することが求められています。

こうしたことを踏まえて、本町では計画の策定にあたり、学識経験者、教育・保育関係者等から構成される「山元町子ども・子育て会議」において、計画内容について検討を行いました。

### (2)アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「山元町こども計画」の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、こども・若者の生活実態、将来について、要望・意見などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

### (3)パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く町民の意見収集に取り組みました。

# 第2章

## 山元町の現状



## 第2章 山元町の現状

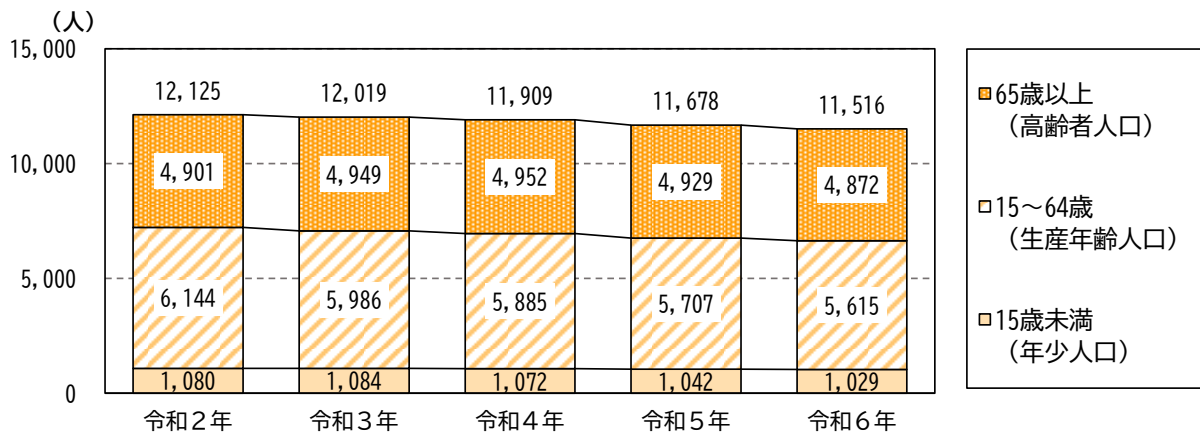
### 1 人口と世帯の状況

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口

本町の人口は、令和6年4月1日現在、11,516人となっています。令和2年から5年間の推移をみると、総人口は減少傾向で推移しており、令和2年から609人減少しています。

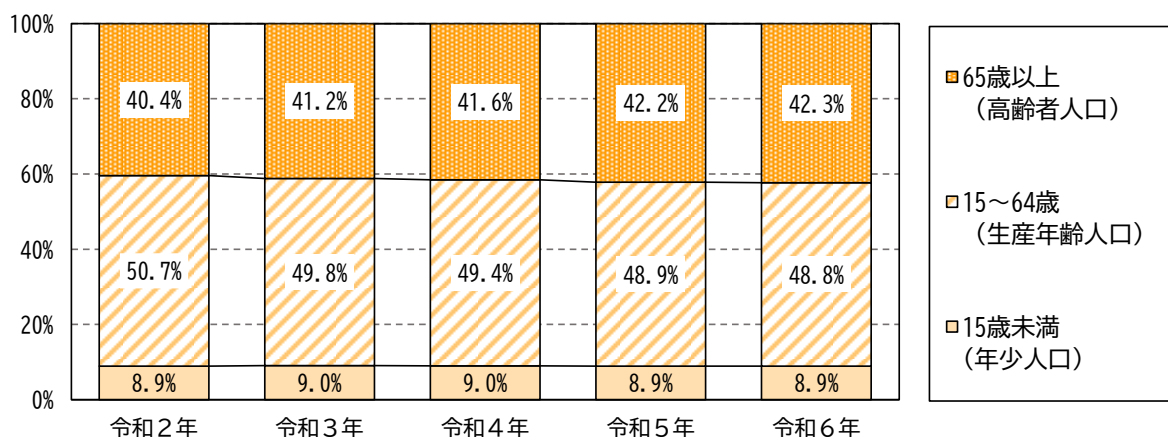
年齢3区分の人口割合をみると、65歳以上の高齢者人口の割合が増加し、15～64歳の生産年齢人口の割合は減少、15歳以下の年少人口の割合は横ばい傾向で推移しています。

#### ■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

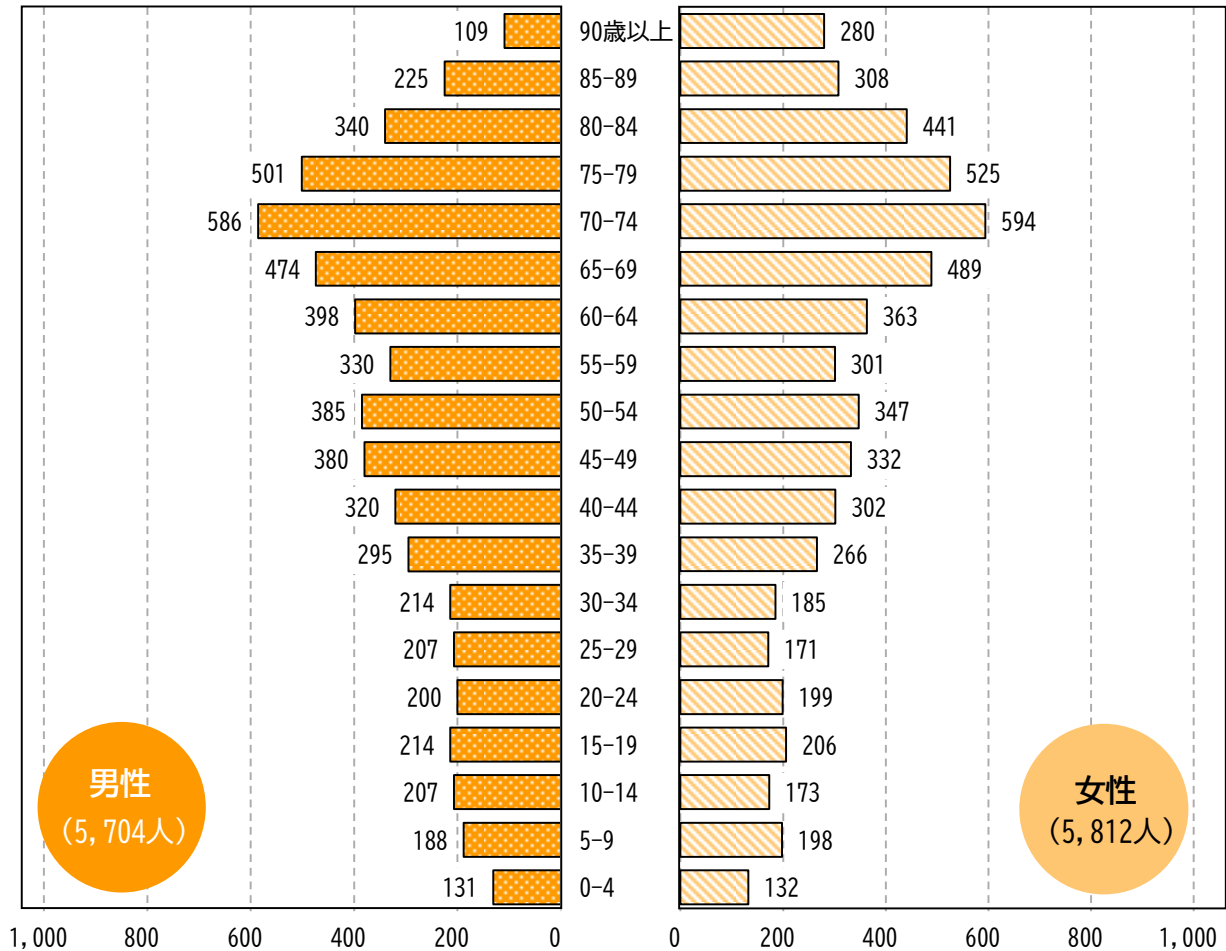
#### ■ 年齢3区分人口構成比の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

## (2)人口構成

令和6年4月1日現在における人口ピラミッドをみると、「つぼ型」になっており、男性、女性ともに「70歳～74歳」の人口が最も多く、今後、後期高齢者の増加が見込まれ、「55歳～59歳」以下の人口が少ないことから、徐々に高齢者は減少していくものと予想されます。



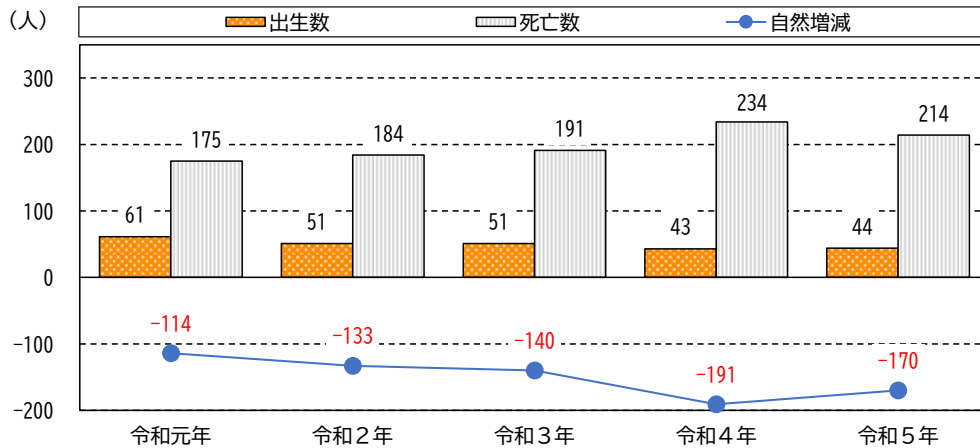
資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）



### (3) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。

#### ■出生数及び死亡数の推移

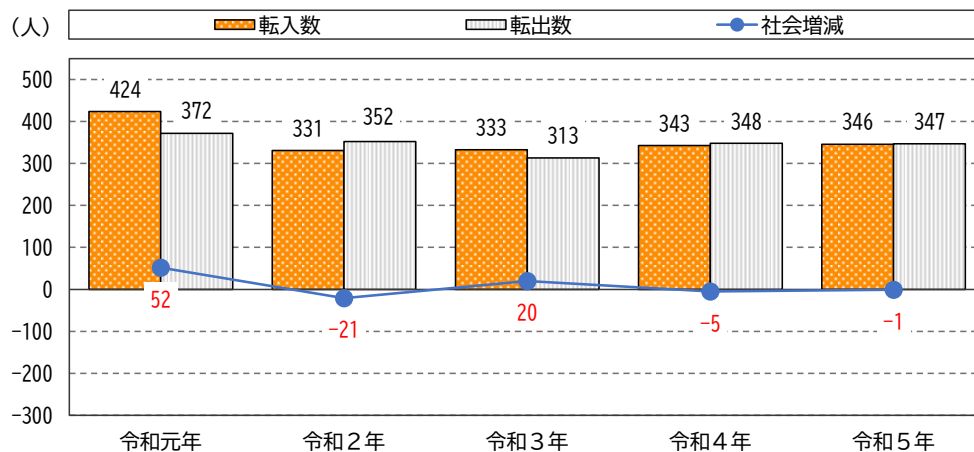


資料：宮城県推計人口年報の概要

### (4) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和2年、令和4年、令和5年に転出者数が転入者数を上回り、転出超過となっています。

#### ■転入者数及び転出者数の推移



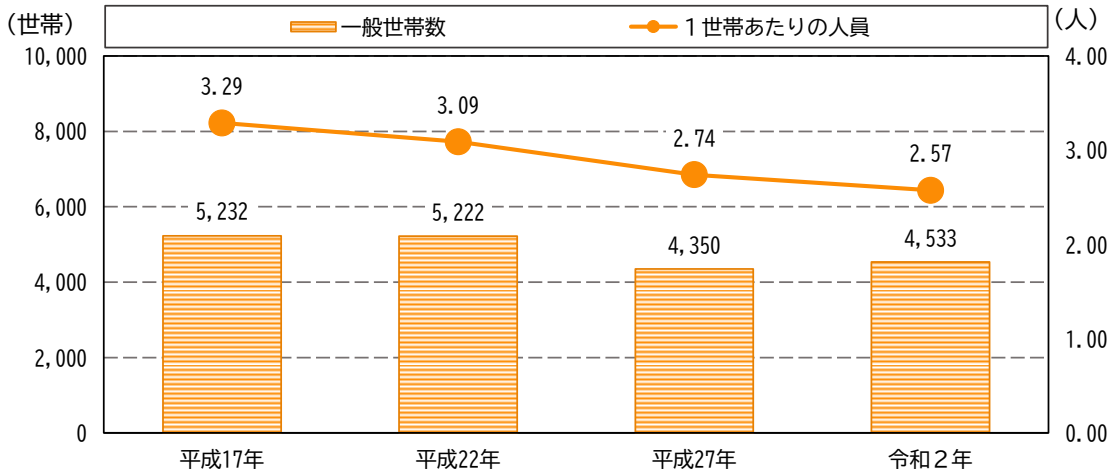
資料：宮城県推計人口年報の概要

### (5)世帯数

本町の世帯数は、平成27年までは減少傾向で推移していましたが、令和2年には増加に転じ4,533世帯となっています。

1世帯あたり人員数は2.57人と減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

#### ■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料:国勢調査

### (6)子どものいる世帯数

子どものいる世帯について、令和2年の国勢調査では、6歳未満の親族のいる世帯は288世帯、18歳未満親族のいる世帯は760世帯となっています。

6歳未満の親族のいる世帯は平成27年までは減少傾向で推移していましたが、令和2年では増加に転じています。18歳未満親族のいる世帯は平成17年以降、減少傾向で推移しています。

#### ■子どものいる世帯数の推移

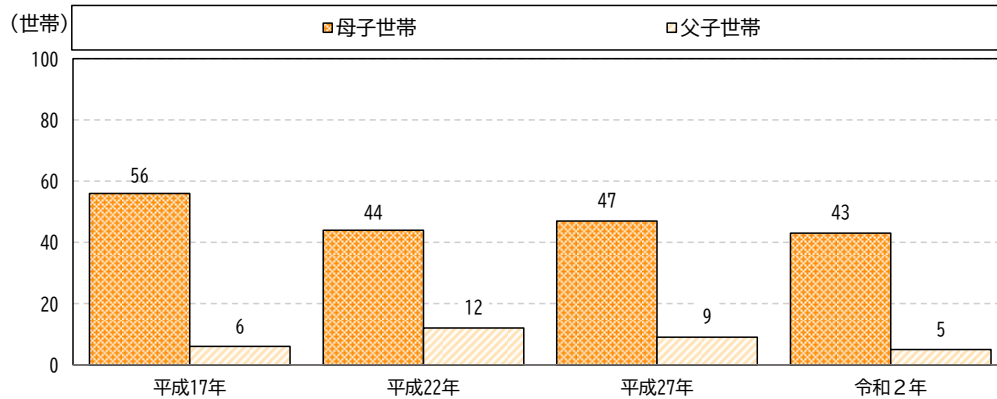
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
<b>6歳未満親族のいる世帯</b>				
世帯数	500	424	263	288
世帯人員	2,674	2,352	1,412	1,381
6歳未満の親族人員	659	547	342	385
<b>18歳未満親族のいる世帯</b>				
世帯数	1,439	1,220	823	760
世帯人員	7,393	6,228	4,006	3,544
18歳未満の親族人員	2,529	2,137	1,458	1,345

資料:国勢調査

## (7) 母子世帯・父子世帯

本町の母子・父子世帯数について、母子・父子家庭ともに減少傾向で推移しており、令和2年では、母子世帯が43世帯、父子世帯が5世帯となっています。

### ■ 母子世帯及び父子世帯の推移



資料：国勢調査

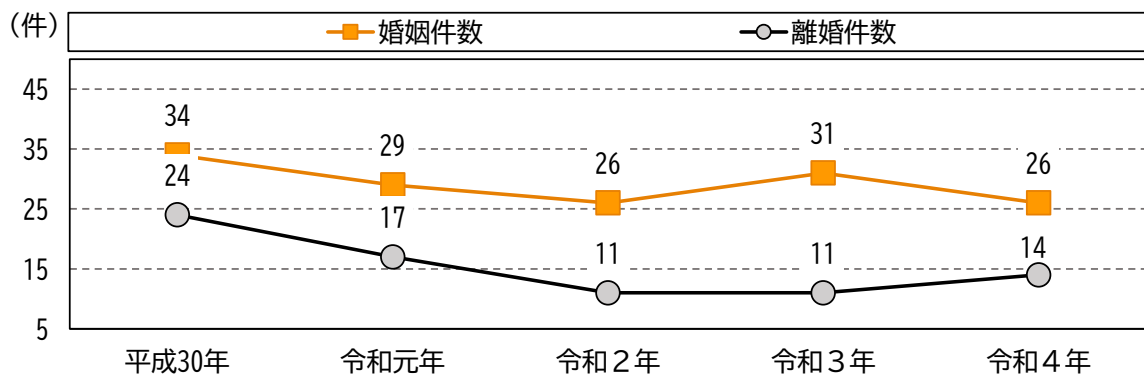
## 2 婚姻・出産等の状況

### (1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は平成30年以降、減少傾向がみられますが、令和3年では31件と増加に転じ、令和4年に26件と再び減少しています。

離婚件数は減少傾向で推移していましたが、令和4年では増加しています。

### ■ 婚姻件数・離婚件数の推移



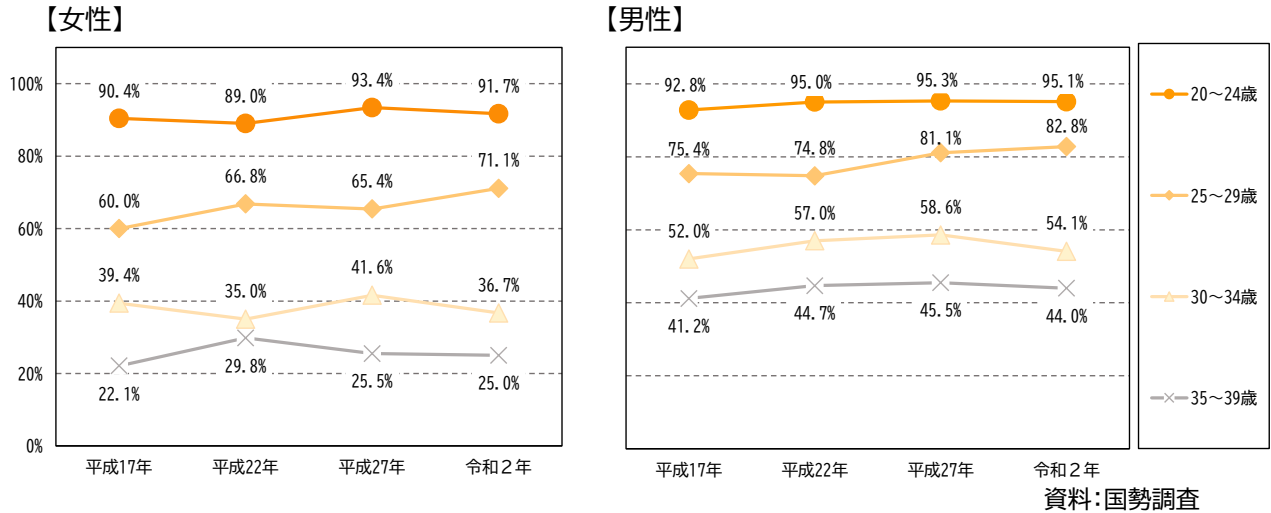
資料：宮城県人口動態統計(確定数)

## (2)未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。

男女ともに、平成27年～令和2年にかけて25歳～29歳の未婚率が増加傾向となっています。

### ■未婚率の推移

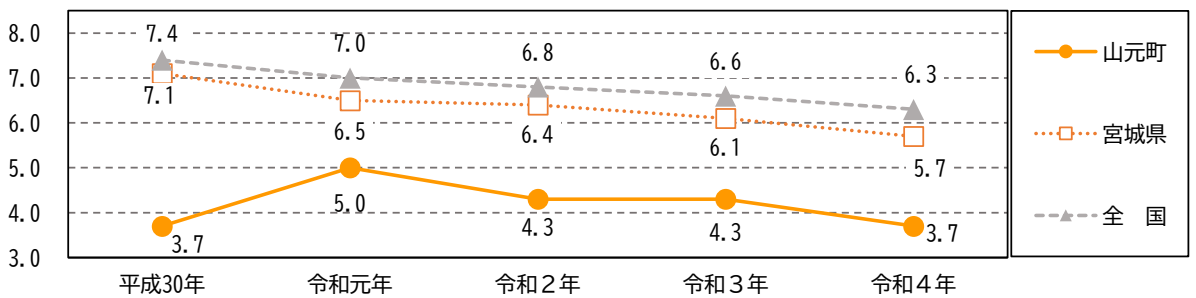


## (3)出生率

### ① 出生率の推移

本町の出生率は、常に全国と宮城県を下回って推移しており、令和4年では、全国を2.6ポイント、宮城県を2ポイント下回っています。

### ■出生率の推移



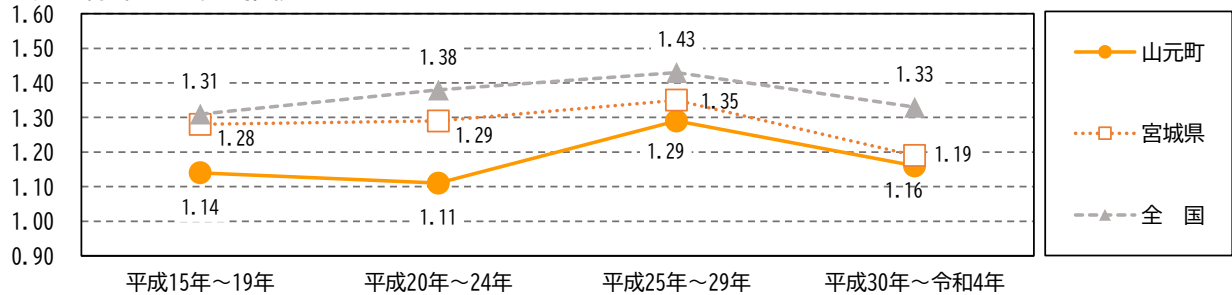
資料：宮城県人口動態統計(確定数)

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたもの(人口千対)。

## ② 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、常に全国と宮城県を下回って推移しており、令和4年では、全国を0.17ポイント、宮城県を0.03ポイント下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



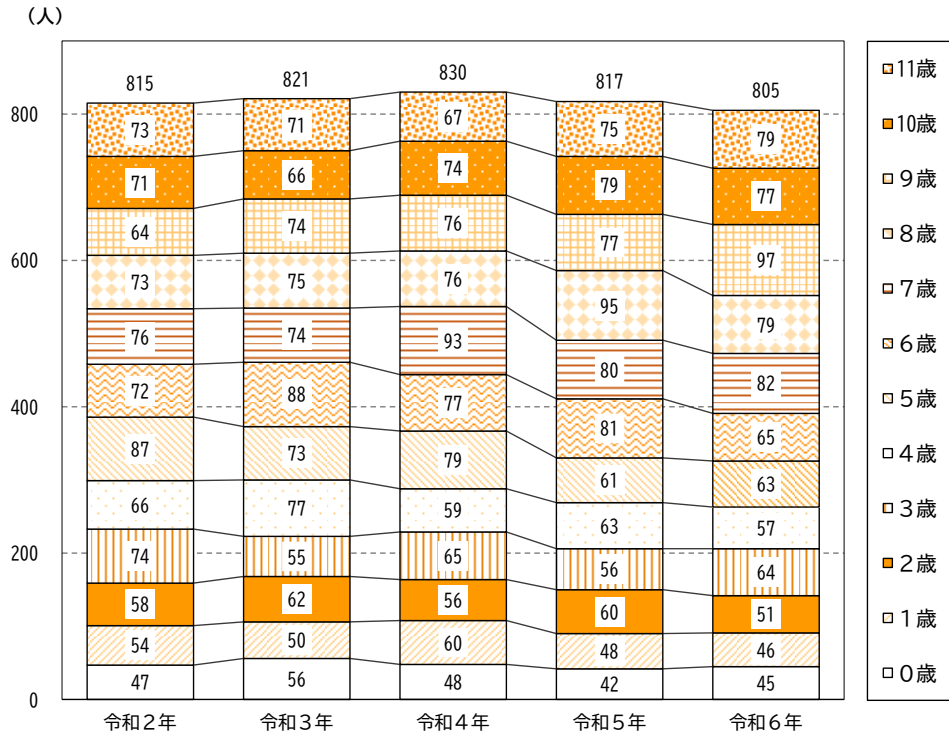
資料：宮城県人口動態統計(確定数)

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当します。

### (4)児童数

本町の0歳から11歳の児童の人口は、令和4年までは微増で推移していましたが、令和5年に減少に転じ、令和6年では、805人となっています。

#### ■児童数の推移



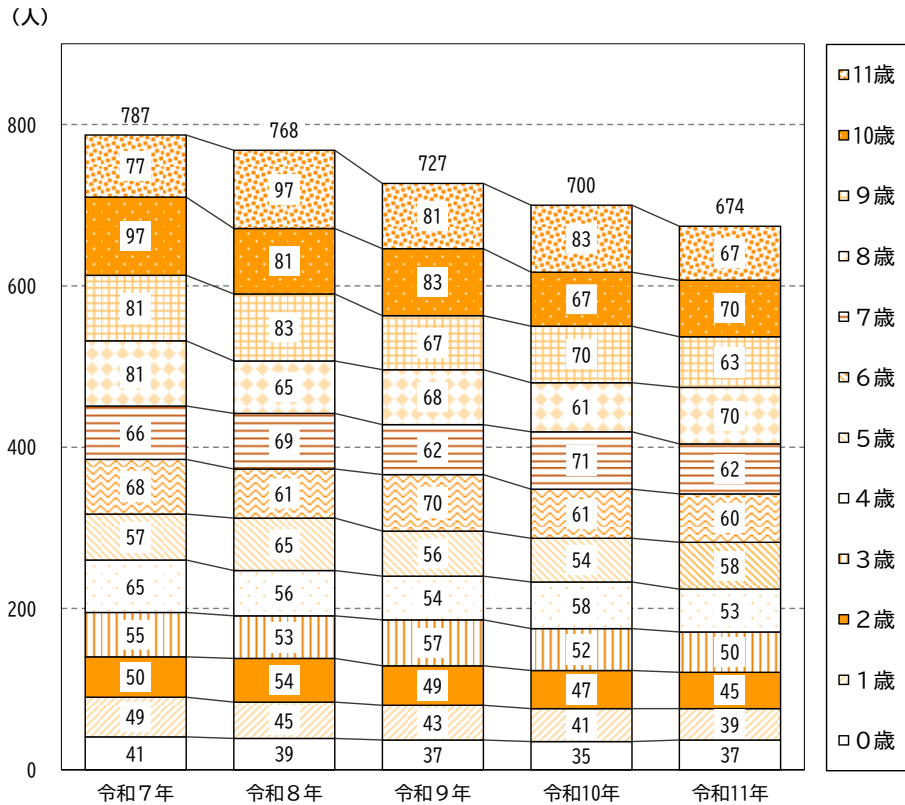
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	47	56	48	42	45
1歳	54	50	60	48	46
2歳	58	62	56	60	51
3歳	74	55	65	56	64
4歳	66	77	59	63	57
5歳	87	73	79	61	63
6歳	72	88	77	81	65
7歳	76	74	93	80	82
8歳	73	75	76	95	79
9歳	64	74	76	77	97
10歳	71	66	74	79	77
11歳	73	71	67	75	79
合計	815	821	830	817	805
就学前児童	386	373	367	330	326
小学生	429	448	463	487	479
総人口	12,125	12,019	11,909	11,678	11,516
児童人口割合	6.7%	6.8%	7.0%	7.0%	7.0%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (5)推計児童数

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、0～11歳の児童人口を推計したところ、令和7年以降も減少傾向で推移し、令和11年の児童人口は674人と推計されます。

#### ■児童数の推計



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	41	39	37	35	37
1歳	49	45	43	41	39
2歳	50	54	49	47	45
3歳	55	53	57	52	50
4歳	65	56	54	58	53
5歳	57	65	56	54	58
6歳	68	61	70	61	60
7歳	66	69	62	71	62
8歳	81	65	68	61	70
9歳	81	83	67	70	63
10歳	97	81	83	67	70
11歳	77	97	81	83	67
合計	787	768	727	700	674
就学前児童	317	312	296	287	282
小学生	470	456	431	413	392
総人口	11,358	11,208	11,040	10,880	10,712
児童人口割合	6.9%	6.9%	6.6%	6.4%	6.3%

資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※コーホート変化率法：過去の実績人口の動向から「変化率」を求め、将来の人口を推計する方法です。

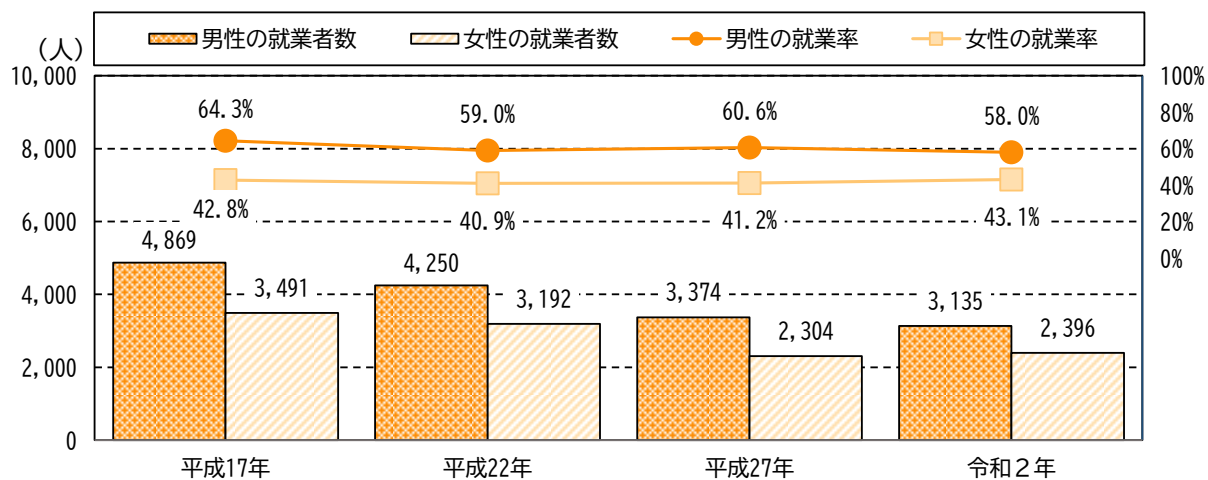
### 3 就業の状況

#### (1) 就業者数・就業率

本町の就業者数について、令和2年では男性の就業者数が3,135人、女性の就業者数が2,396人となっています。

また、就業率については、多少の増減はあるものの男性は減少傾向、女性は増加傾向となっており、令和2年には男性が58.0%、女性が43.1%となっています。

#### ■ 就業者数の推移



資料：国勢調査

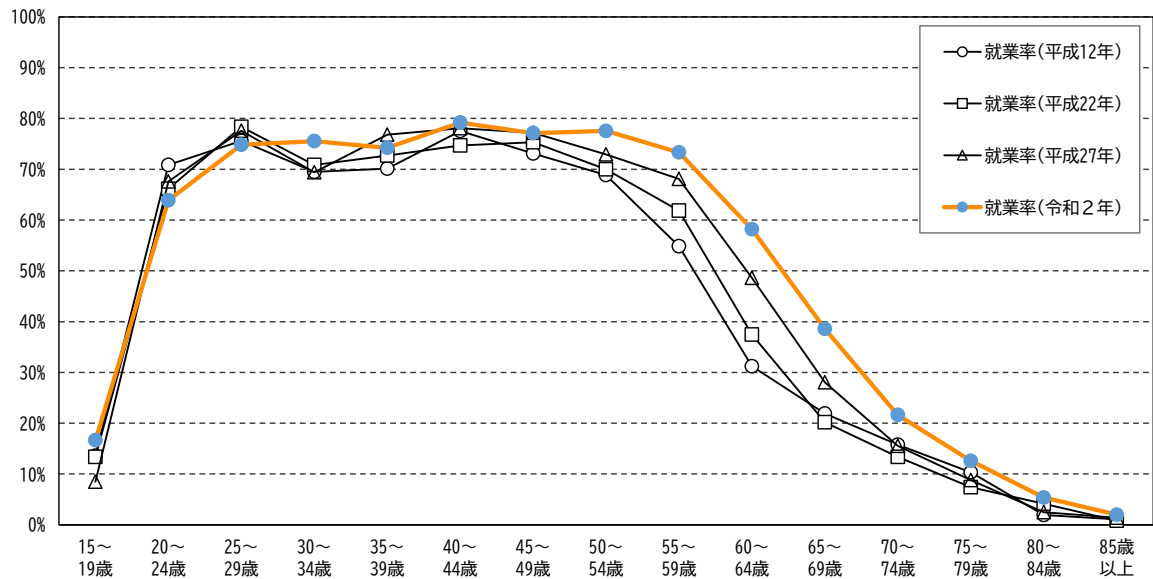


## (2)年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

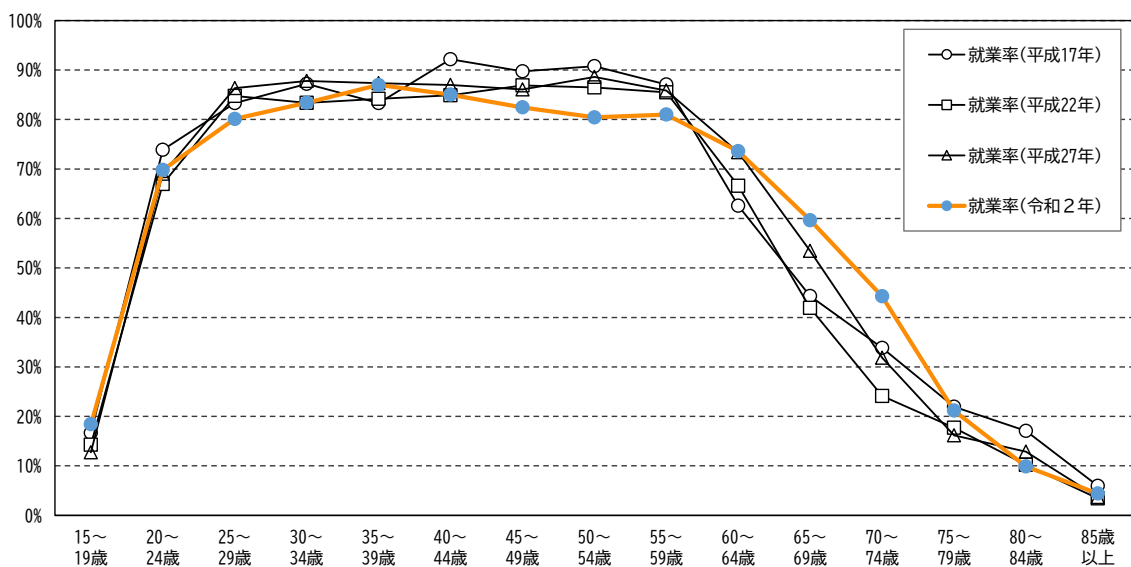
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに30～34歳、35～39歳で落ち込み、40歳以降で上昇するなど、「M字曲線」を示していましたが、年々落ち込みの差は小さくなっています。

### ■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

### ■男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

## 4 教育・保育事業の状況

### (1) 保育所

本町の保育所の利用者数は令和6年度では、つばめの杜保育所が146名、なないろ保育園が9名、宮城病院つくし保育園が8名の合計163名となっています。

#### ■保育所などの利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
つばめの杜 保育所	定員数	150	150	150	150	150
	児童数	154	146	147	143	146
	保育士・職員数	41	47	46	45	46
なないろ保育園 (小規模保育事業)	定員数		10	10	10	10
	児童数		7	10	9	9
	保育士・職員数		7	9	12	13
宮城病院 つくし保育園 (事業所内保育事業)	定員数	6	6	6	6	6
	児童数	5	9	8	7	8
	保育士・職員数	6	8	9	9	8

※なないろ保育園は、令和3年10月開園

資料：子育て定住推進課 各年4月1日時点

小規模保育事業とは、市町村の認可を受けて児童福祉法に位置づけられている保育事業です。0～2歳児を対象とした定員6～19人の小規模な施設で、家庭的保育に近い雰囲気のもとできめ細かな保育が行われるのが特徴です。

事業所内保育事業とは、概ね生後6か月から2歳児までを対象に、定員が20人以上の保育所型事業所内保育と、定員が6人以上19人以下の小規模事業所内保育があり、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

### (2) 幼稚園

本町の幼稚園の利用者数は令和6年度では、やまもと幼稚園が52名、ふじ幼稚園が77名の合計129名となっています。

#### ■幼稚園の利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
やまもと幼稚園	定員数 (認可)	155	155	155	155	155
	定員数 (利用)	155	155	155	105	105
	児童数	77	79	78	61	52
	職員数	9	9	8	12	11
ふじ幼稚園	定員数 (認可)	175	175	175	175	175
	定員数 (利用)	175	175	100	75	75
	児童数	124	92	77	68	77
	職員数	12	12	13	13	13

資料：子育て定住推進課 各年5月1日時点

### (3)放課後児童クラブ

本町の放課後児童クラブの利用者数は令和6年度では183名となっています。

#### ■放課後児童クラブの利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
山下小 児童クラブ (定員:概ね40人)	児童数	40	53	61	68	66
	支援員数	6	6	6	9	9
山下第一小 児童クラブ (定員:概ね40人)	児童数			18	27	24
	支援員数			3	3	3
山下第二小 児童クラブ (定員:概ね40人)	児童数	36	43	39	49	67
	支援員数	6	6	6	6	9
坂元小 児童クラブ (定員:概ね40人)	児童数	25	24	33	30	26
	支援員数	3	3	3	3	3

資料:子育て定住推進課 各年3月31日時点 令和6年度は11月時点。山下第一小は令和4年から開設。

### (4)小学校・中学校

令和6年度の本町の小学校児童数は474名、中学校生徒数は219名となっています。

#### ■小学校の概況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
山下小学校	児童数	188	202	210	212	200
	県費職員数	16	17	17	18	18
山下第一小学校	児童数	56	53	52	59	57
	県費職員数	10	11	11	11	11
山下第二小学校	児童数	102	111	115	132	141
	県費職員数	14	16	14	15	15
坂元小学校	児童数	83	80	83	78	76
	県費職員数	15	15	16	16	16

資料:教育総務課 各年5月1日時点

#### ■中学校の概況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
山元中学校	生徒数	255	257	237	219	219
	県費職員数	37	26	26	23	22

資料:教育総務課 各年5月1日時点

## 5 アンケート調査結果について

### ◆子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、地域住民の子育て支援に関する実態や意見・要望、今後の保育サービス等のニーズの把握などを主たる目的として実施しました。

#### ■調査の対象

	調査対象者	対象者数	
1	就学前児童保護者	231人	・山元町に在住の就学前児童の保護者 ・保育所・幼稚園を通じた配布・回収 (※一部、郵送による配布・回収)
2	小学生保護者	360人	・山元町に在住の小学生児童の保護者 ・郵送での配布・回収・Web調査

#### ■回収状況

	対象者	配布数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	231人	195件	84.4%
2	小学生保護者	360人	211件 (郵送:111 Web:100)	58.6%

#### ※調査結果について

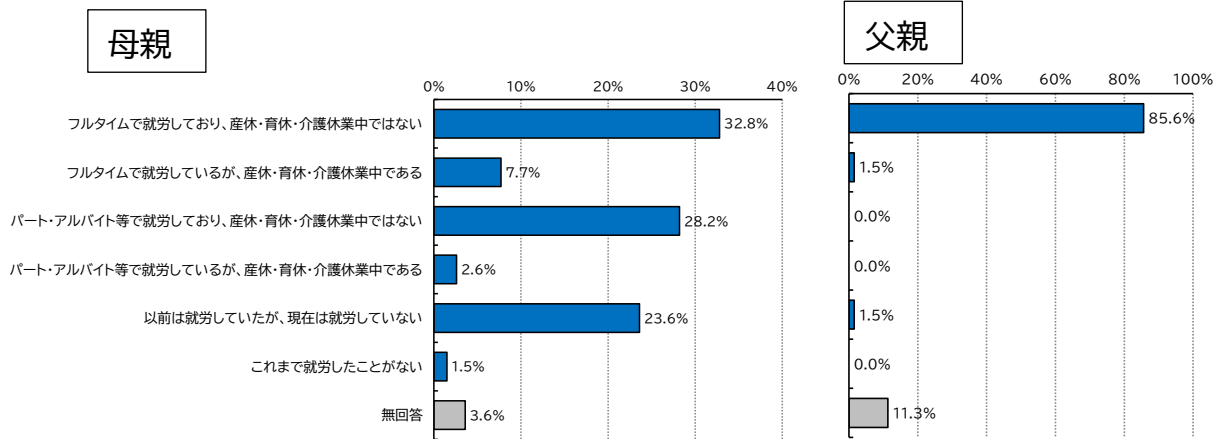
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

## (1)保護者の就業状況

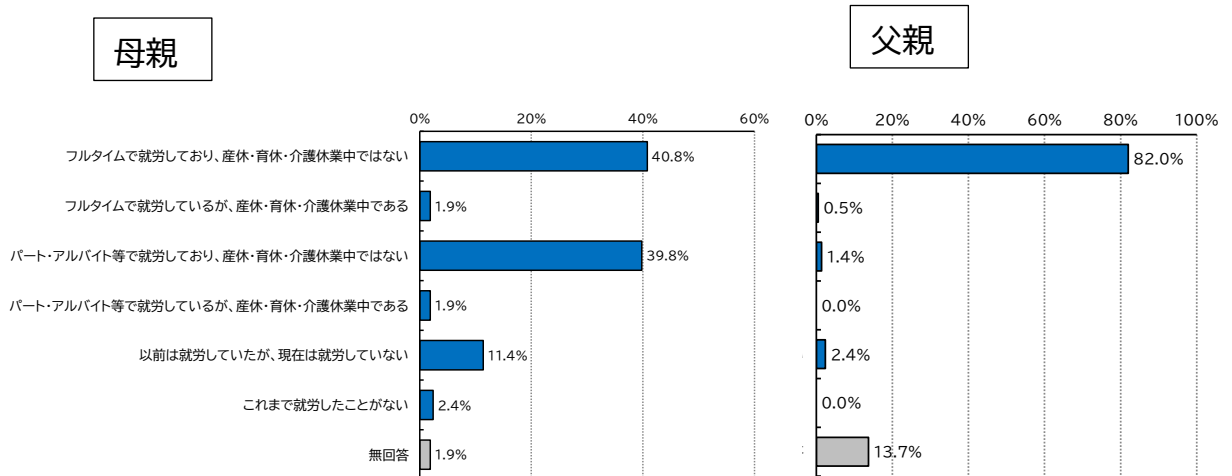
母親の就業状況は、いずれも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、の割合が最も高く、次いで、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっています。

「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、就学前児童保護者が23.6%、小学生保護者が11.4%となっています。

### ◆保護者の就業状況(就学前児童保護者)



### ◆保護者の就業状況(小学生保護者)



## (2) 気軽に相談できる相手の有無

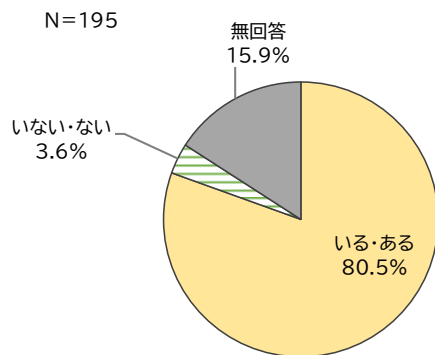
子育てをする上で気軽に相談できる相手(先)が、「いる／ある」と回答した保護者は、いずれも8割以上となっています。

相談先として「祖父母等の親族」(就学前児童87.9%、小学生82.7%)、「友人や知人」(就学前児童73.9%、小学生74.3%)が上位を占め、身近な人達となっています。一方、気軽に相談できる相手(先)が「いない／ない」と回答した保護者は、就学前児童で3.6%、小学生で7.1%となっています。

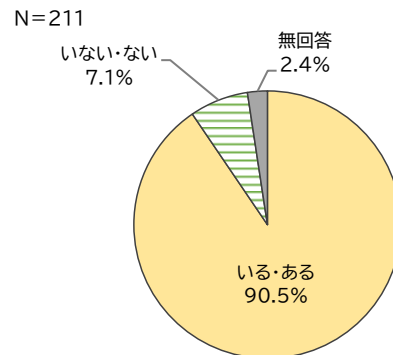
身近な親族や友人、知人以外では、就学前児童は「保育士」(27.4%)、小学生は「学校」(32.5%)の割合が高く、対照的に「民生委員、児童委員」、「役場の関連担当窓口」などの公的機関をあげた割合は就学前児童、小学生の保護者ともに少数となっています。

### ◆子育てをする上で、気軽に相談できる人、場所

就学前児童保護者

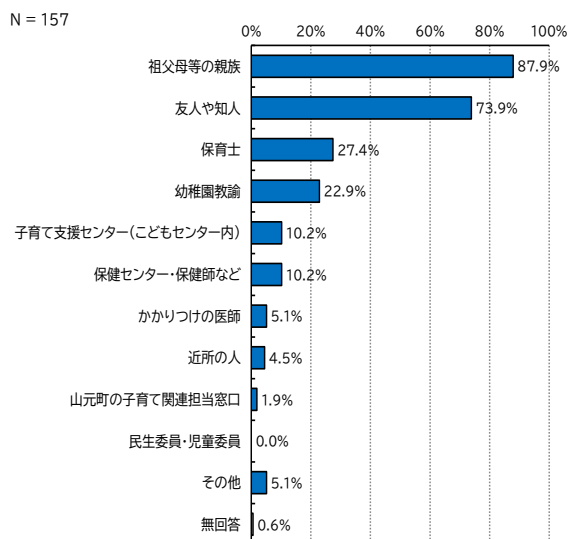


小学生保護者

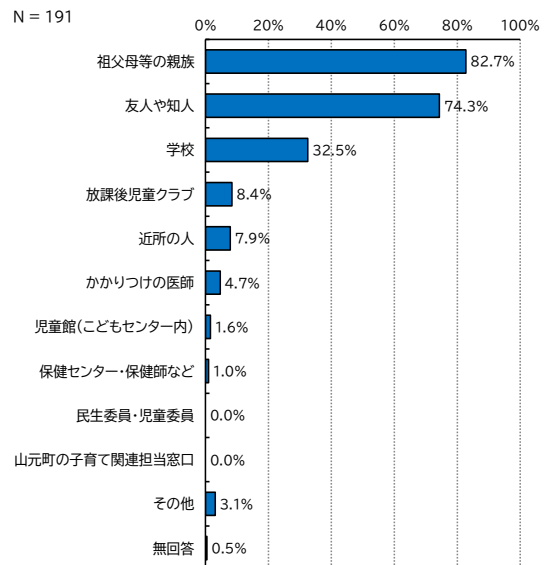


### ◆相談先

就学前児童保護者



小学生保護者



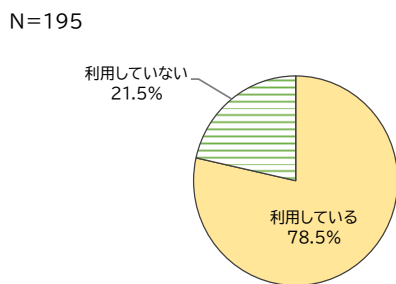
### (3) 定期利用している教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育等を「利用している」家庭は78.5%、「利用していない」家庭は21.5%となっています。(前回調査では「利用している」が81.4%、「利用していない」が17.9%)

利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため(〇〇歳くらいになったら利用しようと考えている)」が35.7%と最も多く、次いで「利用する必要がない」(33.3%)、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」(11.9%)、と続いています。(「〇〇歳くらいになったら」は3歳(46.7%)が最も高くなっています。)一方で、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」(7.1%)、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」(4.8%)、「利用したいが、延長保育等の時間帯の条件が合わない」(2.4%)など利用希望があるにもかかわらず、利用場所や経済的な理由等によって利用に至っていない保護者がいる状況です。

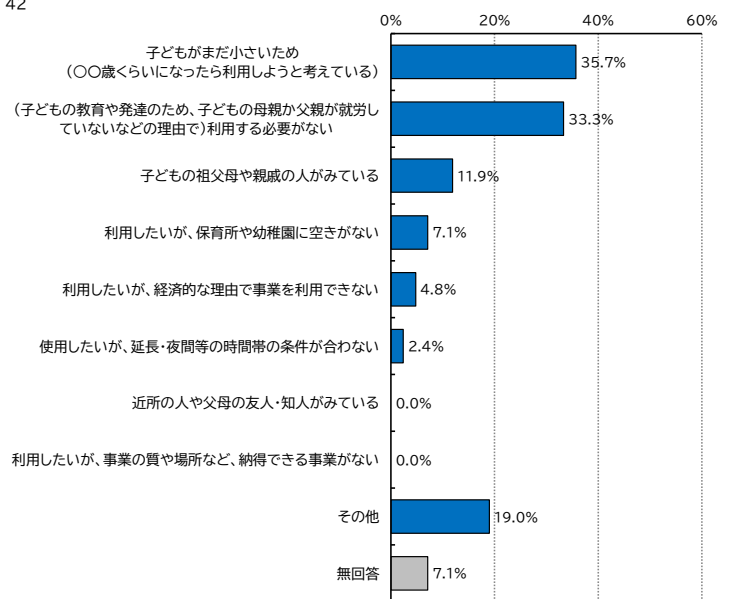
また、「定期的」に利用したいと考える事業を尋ねたところ、「幼稚園 やまもと幼稚園、ふじ幼稚園など(通常の就園時間)」が47.2%と最も多く、次いで「認可保育所 つばめの杜保育所など」(45.1%)などと続いています。

#### ◆定期的な教育・保育の事業の利用状況(就学前児童保護者)



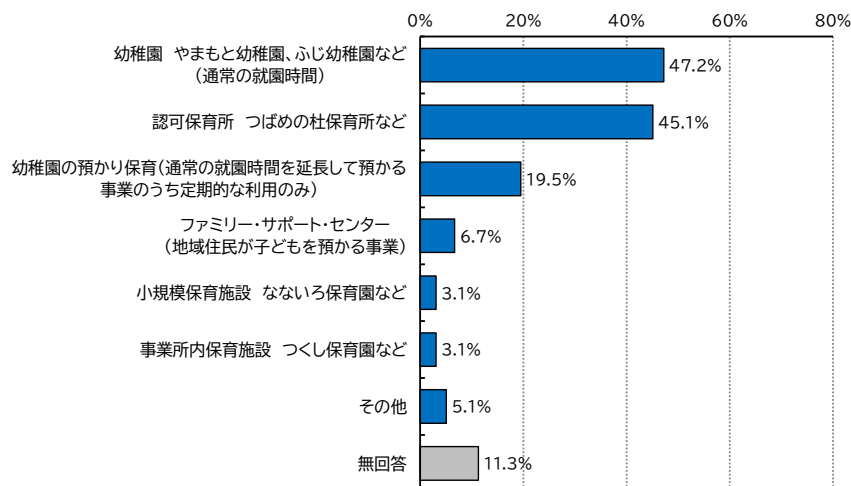
#### ◆利用していない理由

N = 42



#### ◆平日において「定期的な」利用を希望する教育・保育事業

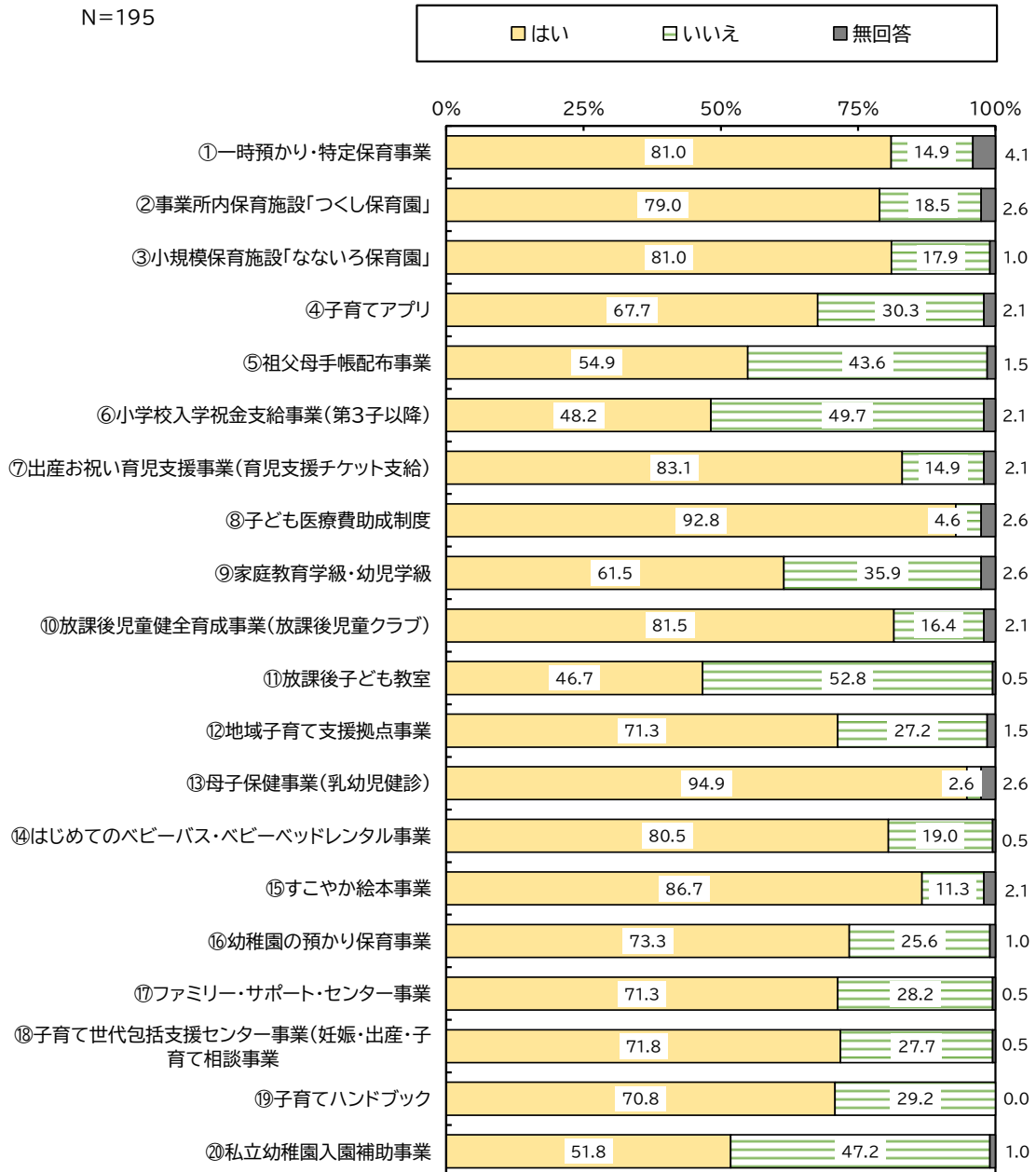
N = 195



### (4)子育て支援サービスの認知度

地域の子育て支援事業で知っているものを尋ねたところ、「母子保健事業(乳幼児健診)」が94.9%と最も多く、次いで「子ども医療費助成制度」(92.8%)、「すこやか絵本事業」(86.7%)、「出産お祝い育児支援事業(育児支援チケット支給)」(83.1%)と続いています。

#### ◆子育て支援サービスの認知度(就学前児童保護者)



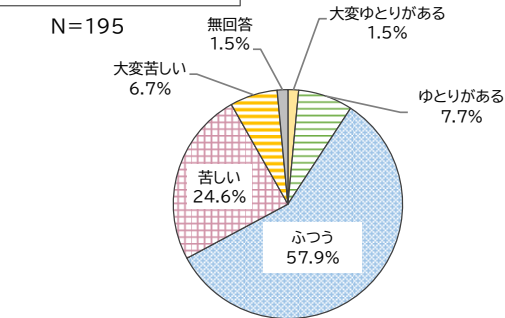


### (5)現在の暮らしの状況

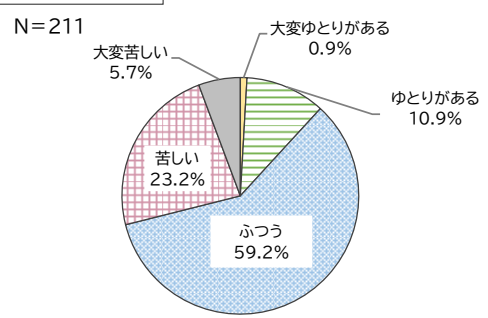
現在の暮らしの状況について、「大変苦しい」と「苦しい」をあわせた割合を見ると、就学前児童は31.3%、小学生が28.9%となっています。一方、「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」を合わせた割合は、就学前児童が9.2%、小学生が11.8%となっています。

#### ◆現在の暮らしの状況

就学前児童保護者



小学生保護者



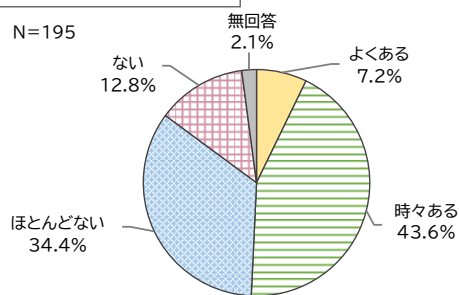
### (6)子育ての悩みや子育て環境について

子育てをしていて、どうしていいか分からなくなることがある割合は、「よくある」、「時々ある」を合わせると、就学前児童保護者が50.8%、小学生保護者が51.2%とともに半数以上います。

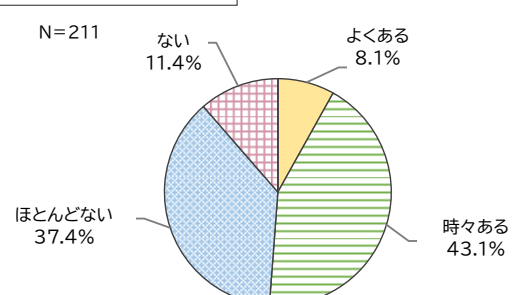
また、その解決方法については、「相談する」が就学前児童、小学生ともに最も多くなっていますが、「たたいたり、怒鳴ったりする」は就学前児童が7.1%、小学生が1.9%となっています。

#### ◆子育てをしていて、どうしていいか分からなくなることがあるか

就学前児童保護者

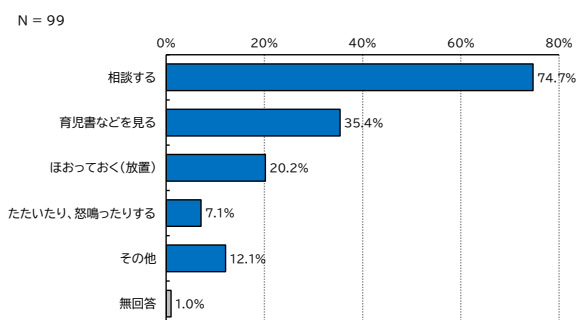


小学生保護者

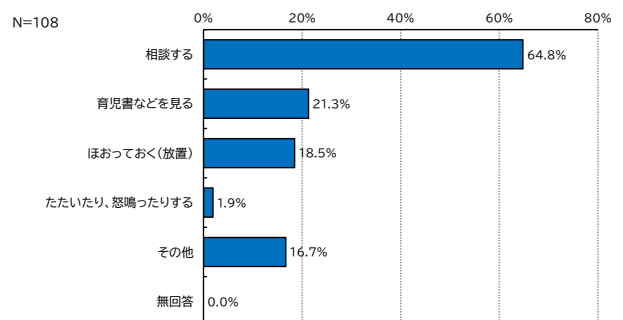


#### ◆解決方法

就学前児童保護者



小学生保護者



### (7)悩んでいること、気になること

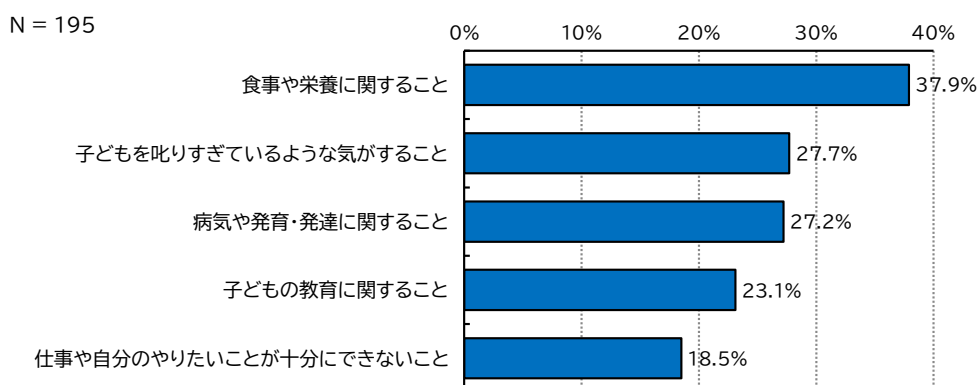
子育てについて、悩んでいること、気になることは、就学前児童保護者では、「食事や栄養に関すること」が37.9%と最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」(27.7%)、「病気や発育・発達に関すること」(27.2%)などと続いています。

小学生保護者では、「子どもの教育に関すること」、「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」がともに32.2%と最も多く、次いで、「病気や発育・発達に関すること」(23.2%)、「食事や栄養に関すること」(20.9%)などと続いています。

#### ◆子育ての悩み等

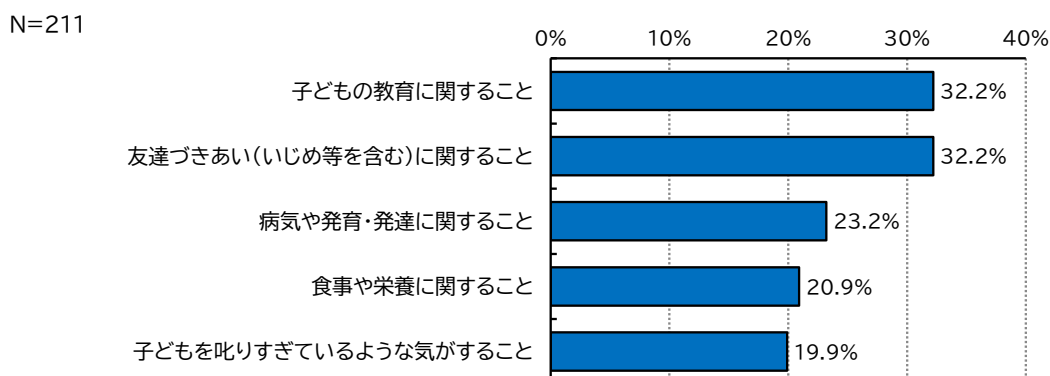
就学前児童保護者

上位 5 項目



小学生保護者

上位 5 項目



## (8)子どもと外出する際に困っていること

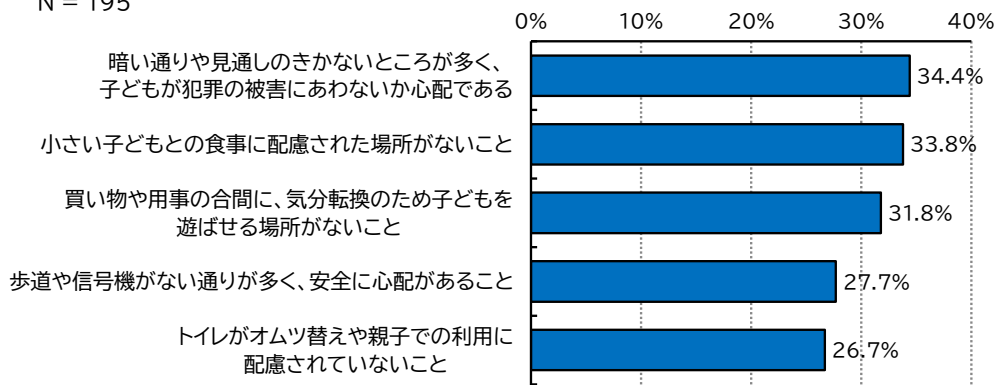
子どもとの外出の際に困っていることは、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が最も多くなっており、「歩道や信号機がない通りが多く、安全に心配があること」、「買い物や用事の合間に、気分転換のため子どもを遊ばせる場所がないこと」、「小さい子どもとの食事に配慮された場所がないこと」などもともに多くなっています。

### ◆子育ての悩み等

#### 就学前児童保護者

##### 上位 5 項目

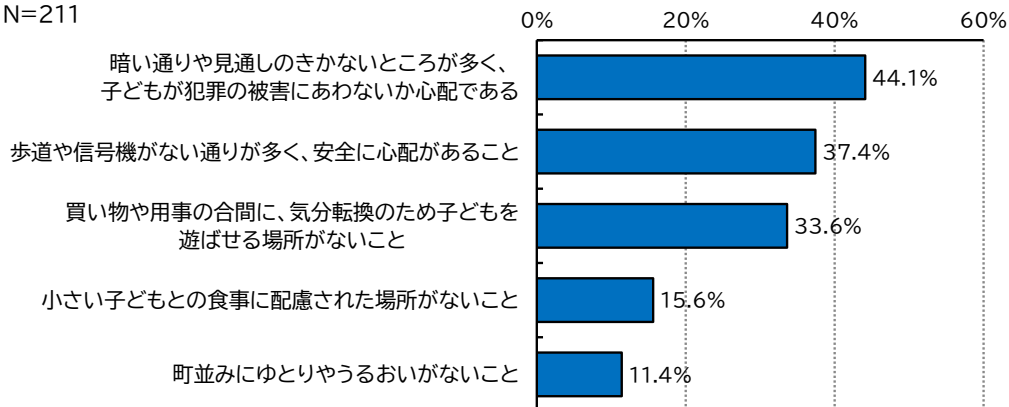
N = 195



#### 小学生保護者

##### 上位 5 項目

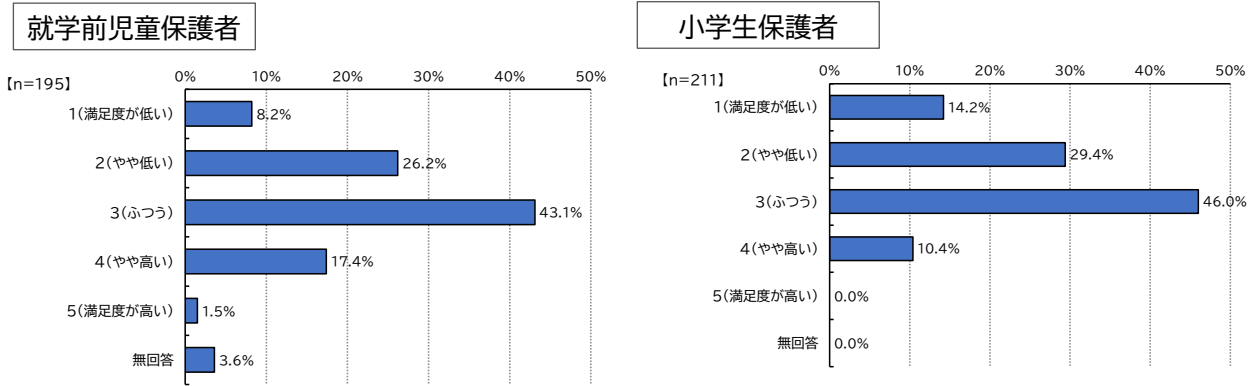
N=211



### (9)子育ての環境や支援への満足度

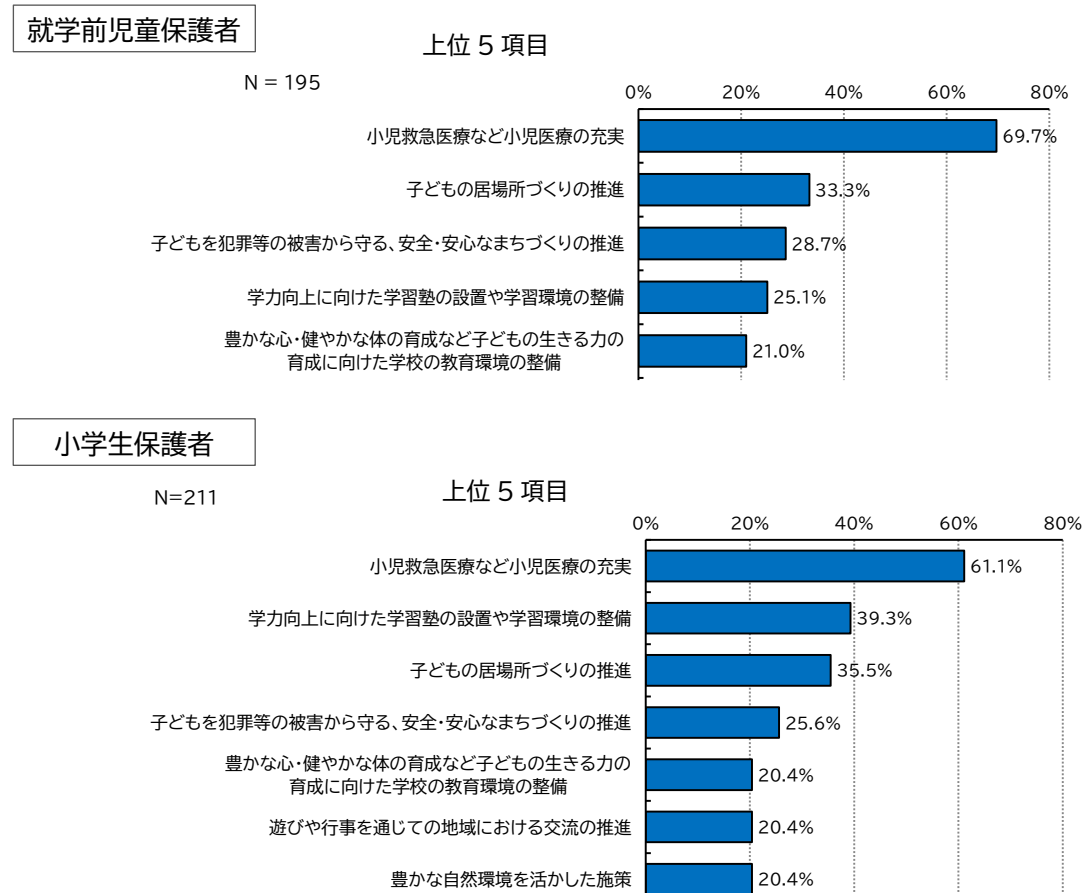
町の子育ての環境や支援に対する満足度(「高い(とても満足)」+「やや高い」+「ふつう」)は、就学前児童で62.0%、小学生で56.4%となっています。

#### ◆子育ての環境や支援への満足度(就学前児童保護者・小学生保護者)



### (10)町が重点的に取り組むべき施策

子どもに関する施策について、町が重点的に取り組む必要性が高いと思う施策は、就学前児童、小学生ともに、「小児救急医療など小児医療の充実」が最も多くなっています。



## ◆こども・若者意識調査

こども・若者支援の充実に向けて、こども・若者の生活実態、将来について、要望、意見の把握などを主たる目的として実施しました。

## ■調査の対象

調査対象者	対象者数	
若者 (15～39歳)	1,000人	町内在住の15～39歳の町民を無作為に抽出し、Web上のアンケートフォームにアクセスして回答。

## ■回収状況

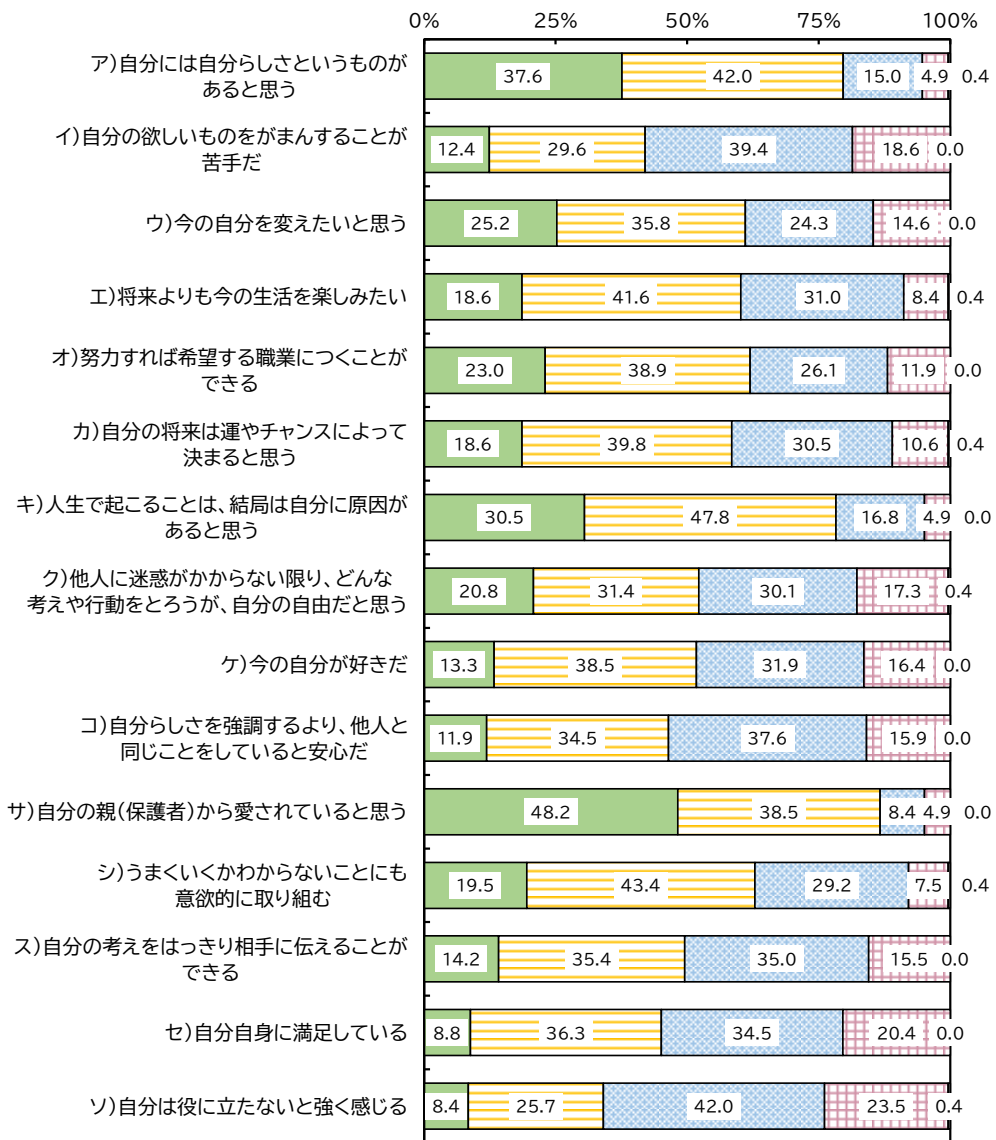
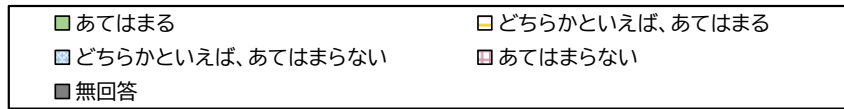
対象者	配布数	回収数	回収率(%)
若者(15～39歳)	1,000人	226件 (郵送:152 Web 74)	22.6%

### (1)あなた自身について

回答者自身について、「あてはまる」、「どちらかといえば、あてはまる」の回答割合をみると、「サ)自分の親(保護者)から愛されていると思う」が86.7%で最も多く、次いで、「ア)自分には自分らしさというものがあると思う」(79.6%)、「キ)人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」(78.3%)と続いています。

15～39歳

[n=226]

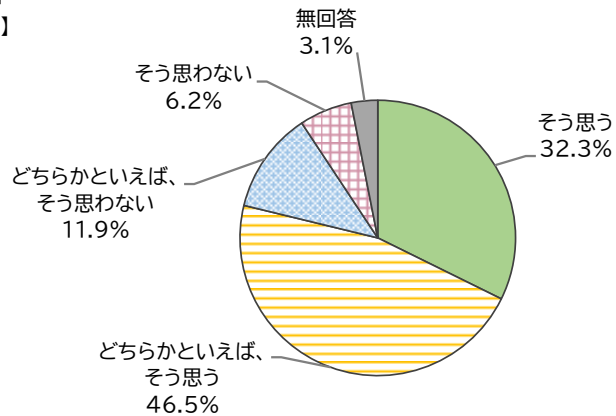


## (2)今、自分が幸せと感じるか

今、自分が幸せと感じるかは、「どちらかといえば、そう思う」が46.5%と最も多く、次いで「そう思う」(32.3%)、「どちらかといえば、そう思わない」(11.9%)、「そう思わない」(6.2%)と続いています。

15～39 歳

【n=226】

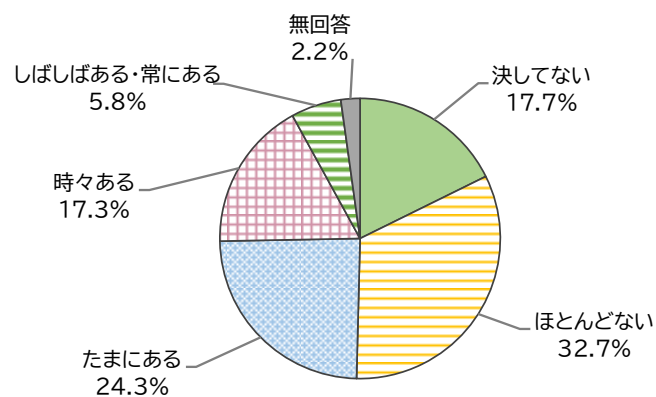


## (3)孤独であると感じることがあるか

孤独であると感じることがあるかは、「ほとんどない」が32.7%と最も多く、次いで「たまにある」(24.3%)、「決してない」(17.7%)、「時々ある」(17.3%)、「しばしばある・常にある」(5.8%)と続いています。

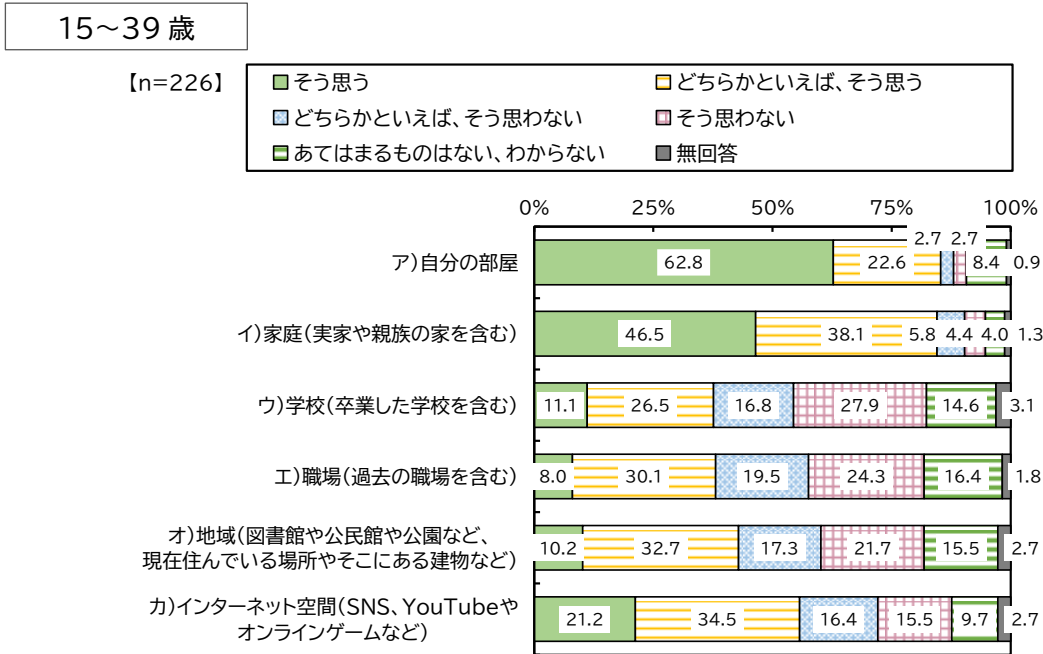
15～39 歳

【n=226】



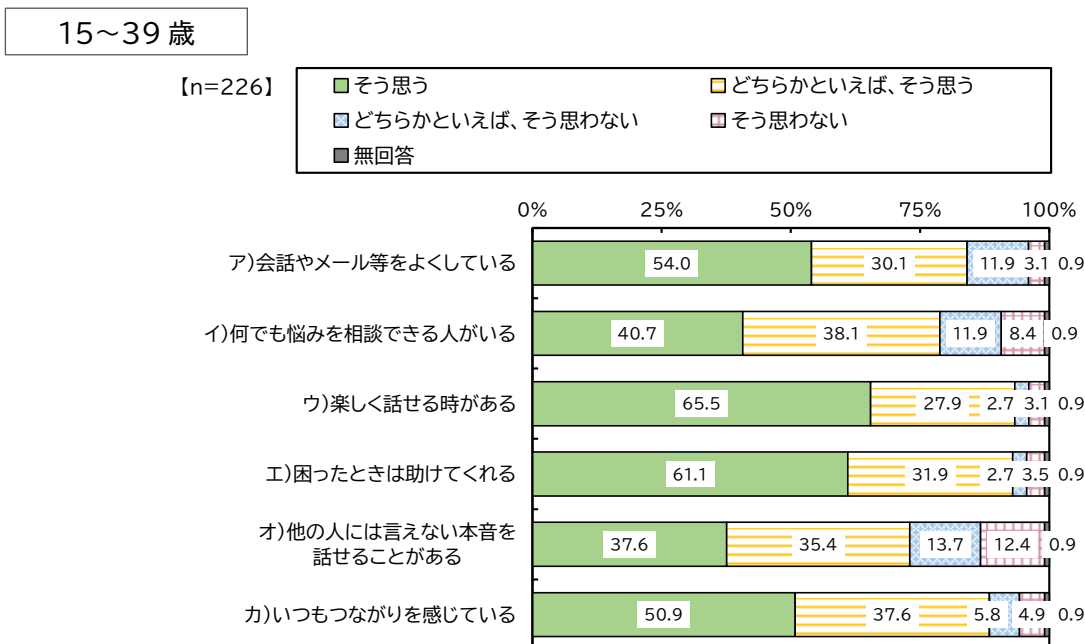
#### (4)居場所(ほっとできる場所、居心地の良い場所など)

ア～カ)の場所は居場所になっているか、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」の回答割合で見ると、「ア)自分の部屋」が85.4%で最も多く、次いで、「イ)家庭(実家や親族の家を含む)」(84.6%)、「カ)インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)」(55.7%)と続いています。



#### (5)家族・親族とのかかわり

家族・親族とのかかわりについて、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」の回答割合で見ると、「ウ)楽しく話せる時がある」が93.4%で最も多く、次いで「工)困ったときは助けてくれる」(93.0%)、「カ)いつもつながりを感じている」(88.5%)と続いています。



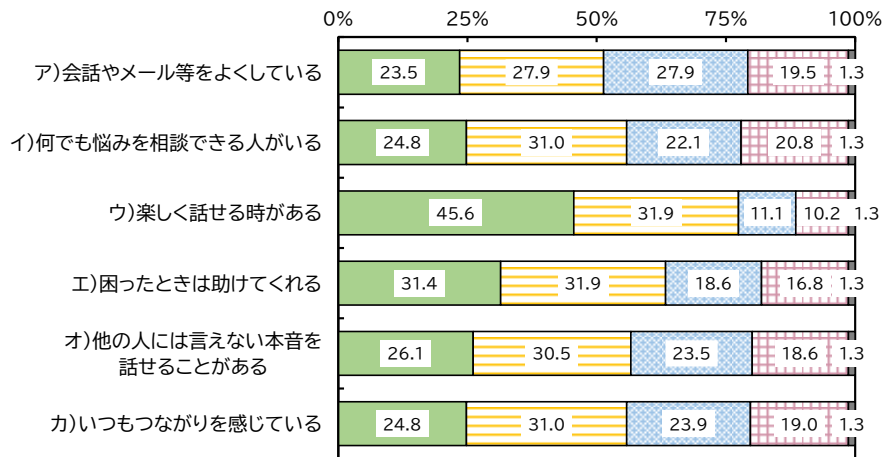
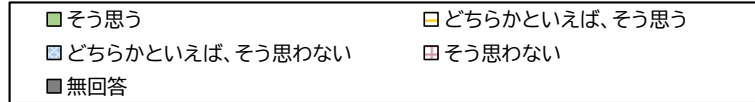


### (6) 学校で出会った友人とのかかわり

学校で出会った友人とのかかわりについて、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」の回答割合でみると、「ウ)楽しく話せる時がある」が77.5%で最も多く、次いで「エ)困ったときは助けてくれる」(63.3%)、「オ)他の人には言えない本音を話せることがある」(56.6%)と続いています。

15～39 歳

【n=226】

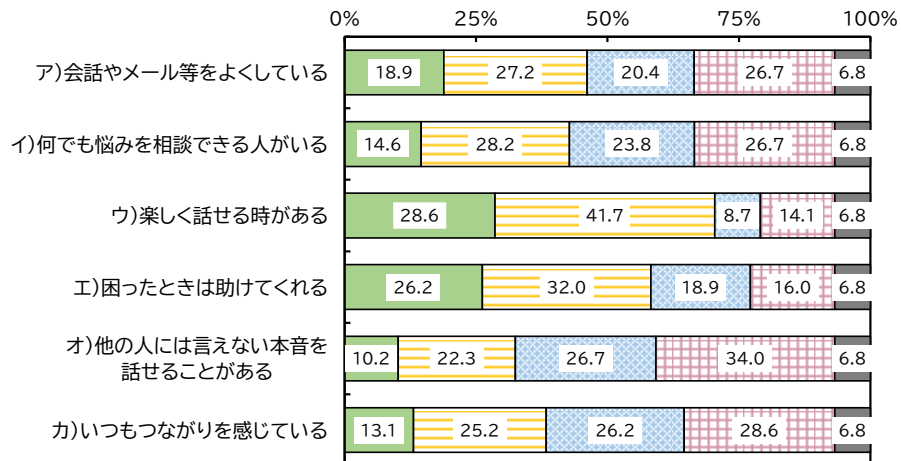
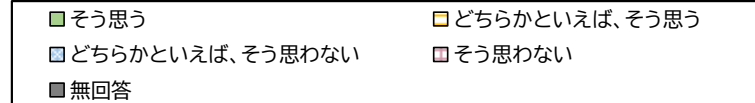


### (7) 職場・アルバイト関係の人とのかかわり

職場・アルバイト関係の人とのかかわりについて、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」の回答割合でみると、「ウ)楽しく話せる時がある」が70.3%で最も多く、次いで「エ)困ったときは助けてくれる」(58.2%)、「イ)何でも悩みを相談できる人がいる」(42.8%)と続いています。

15～39 歳

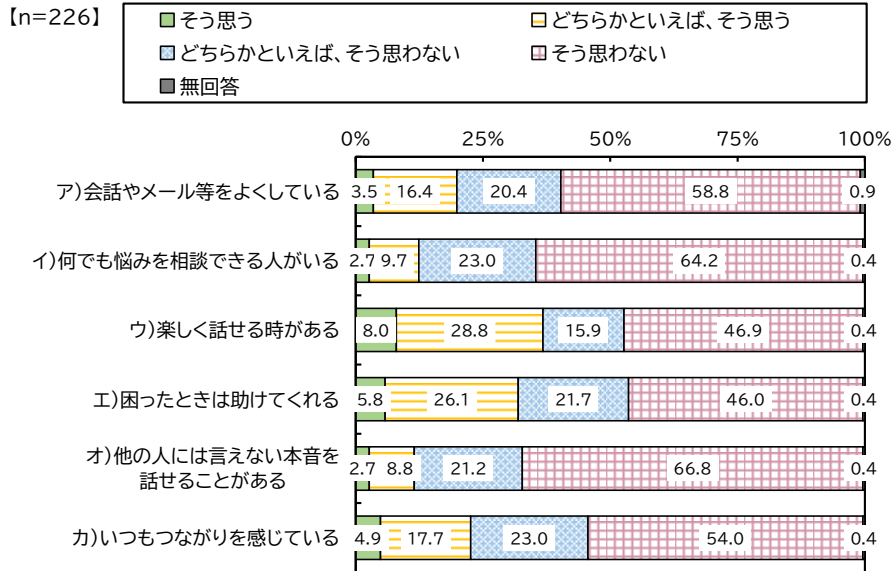
【n=206】



### (8) 地域の人とのかかわり

地域の人とのかかわりについて、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」の回答割合でみると、「ウ)楽しく話せる時がある」が36.8%で最も多く、次いで「エ)困ったときは助けてくれる」(31.9%)、「カ)いつもつながりを感じている」(22.6%)と続いています。

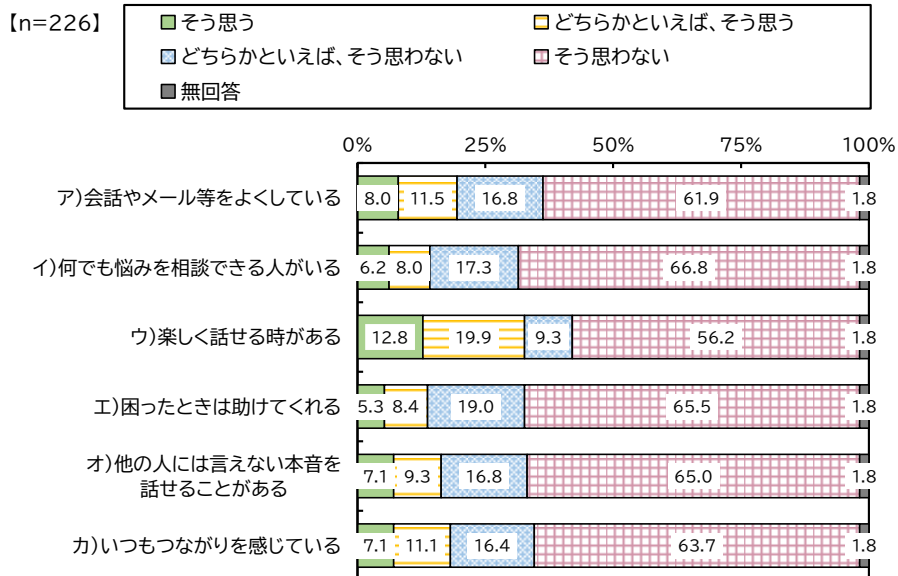
15～39 歳



### (9) インターネット上における人やグループとのかかわり

インターネット上における人やグループとのかかわりについて、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」の回答割合でみると、「ウ)楽しく話せる時がある」が32.7%で最も多く、次いで「ア)会話やメール等をよくしている」(19.5%)、「カ)いつもつながりを感じている」(18.2%)と続いています。

15～39 歳

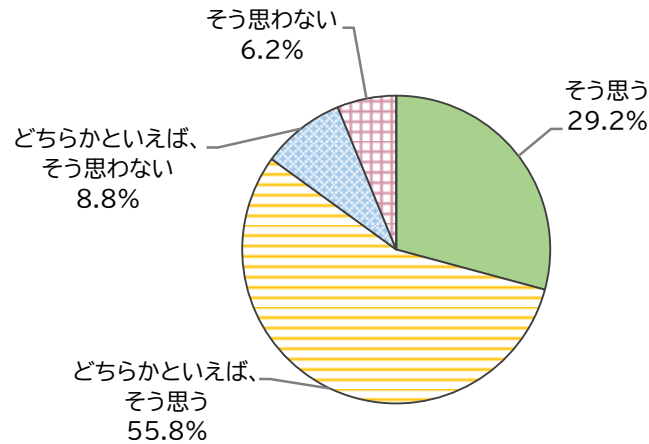


### (10)社会のために役立つことをしたいか

社会のために役立つことをしたいかは、「どちらかといえば、そう思う」が55.8%と最も多く、次いで「そう思う」(29.2%)、「どちらかといえば、そう思わない」(8.8%)、「そう思わない」(6.2%)と続いています。

15～39 歳

【n=226】

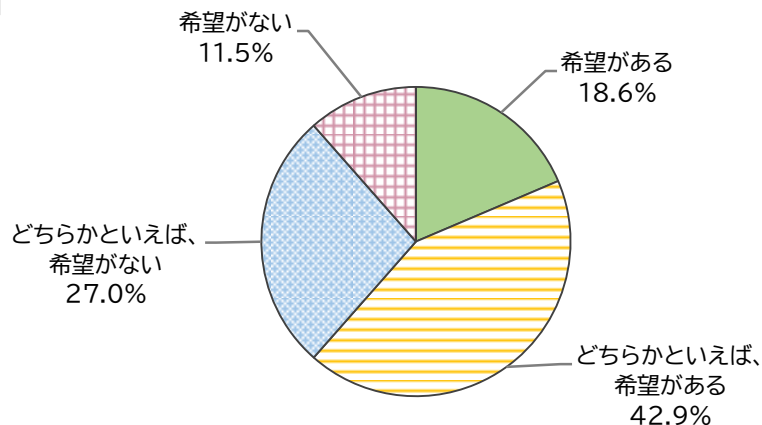


### (11)将来に明るい希望を持っているか

将来に明るい希望を持っているかは、「どちらかといえば、希望がある」が42.9%と最も多く、次いで「どちらかといえば、希望がない」(27.0%)、「希望がある」(18.6%)、「希望がない」(11.5%)と続いています。

15～39 歳

【n=226】



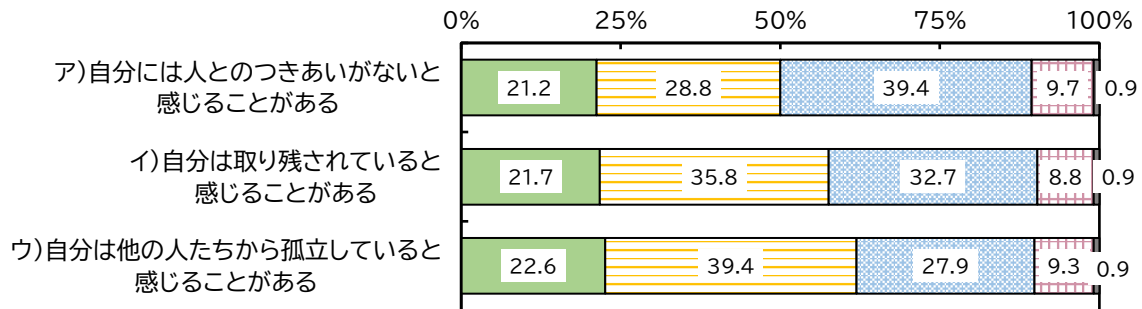
## (12) 孤独感について

孤独感について、「常にある」、「時々ある」の回答割合をみると、「ア）自分には人とのつきあいがな  
いと感じることもある」が49.1%、「イ）自分は取り残されていると感じることがある」が41.5%、  
「ウ）自分は他の人たちから孤立していると感じることがある」が37.2%となっています。

15～39 歳

【n=226】

■ 決してない ■ ほとんどない ■ 時々ある ■ 常にある ■ 無回答

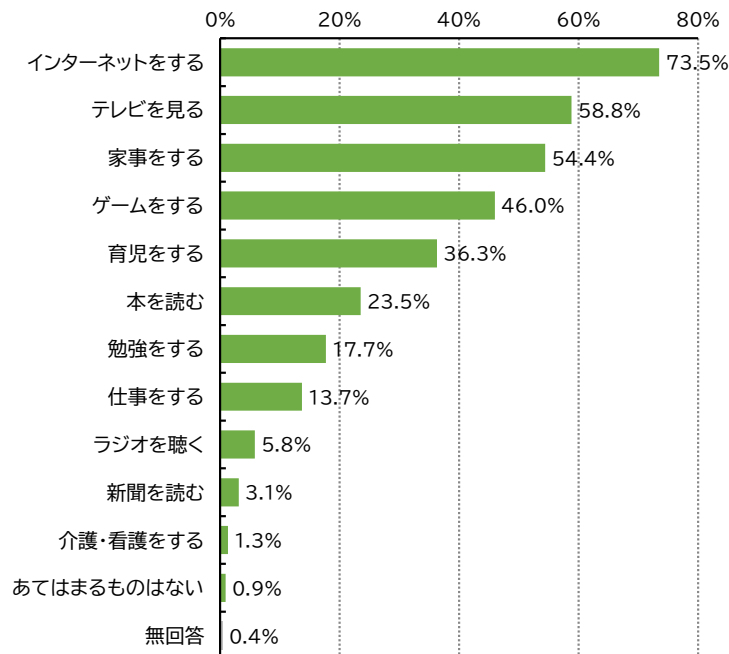


## (13) 自宅(暮らしている場所)での過ごしかた

自宅(暮らしている場所)での過ごしかたは、「インターネットをする」が73.5%と最も多く、次いで  
「テレビを見る」(58.8%)、「家事をする」(54.4%)、「ゲームをする」(46.0%)、「育児をする」  
(36.3%)と続いています。

15～39 歳

【n=226】

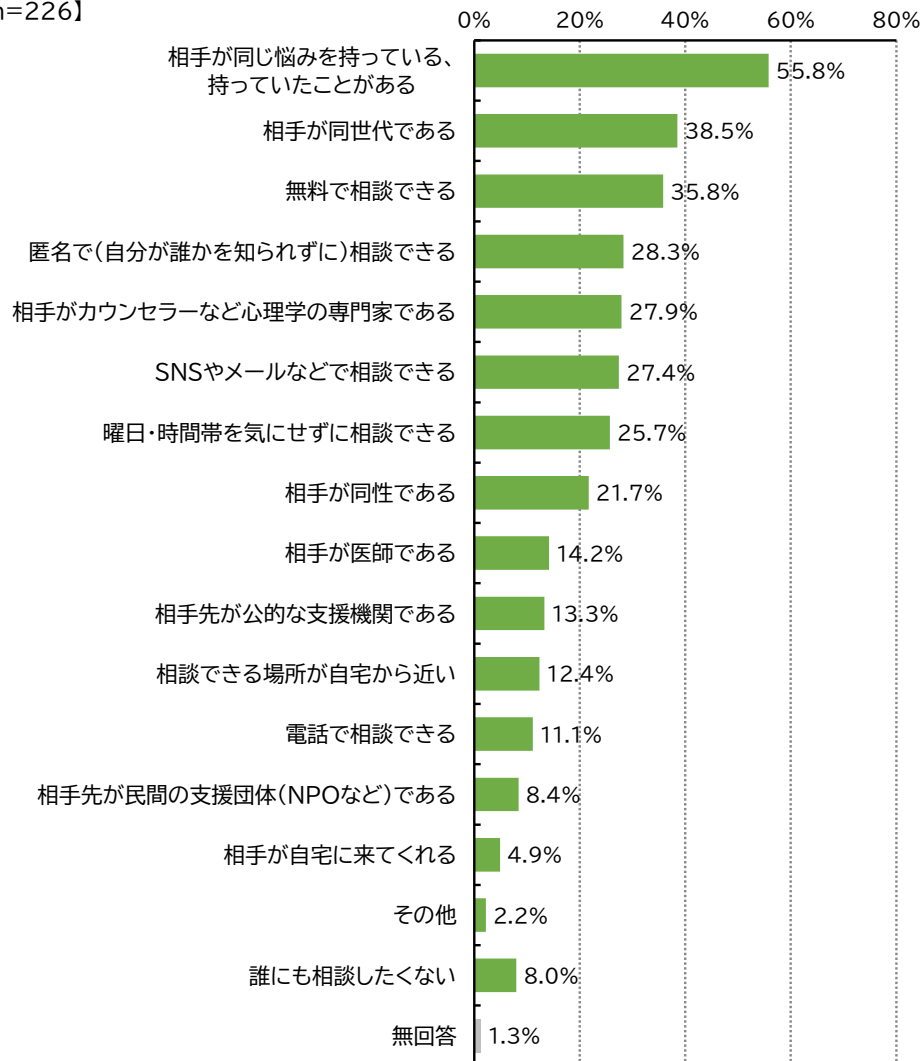


## (14)相談先

社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外で、どのような人や場所なら相談したいと思うかは、「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が55.8%と最も多く、次いで「相手と同世代である」(38.5%)、「無料で相談できる」(35.8%)、「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」(28.3%)、「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」(27.9%)などと続いています。

15～39歳

【n=226】



## 6 放課後児童クラブ(こども)の意見

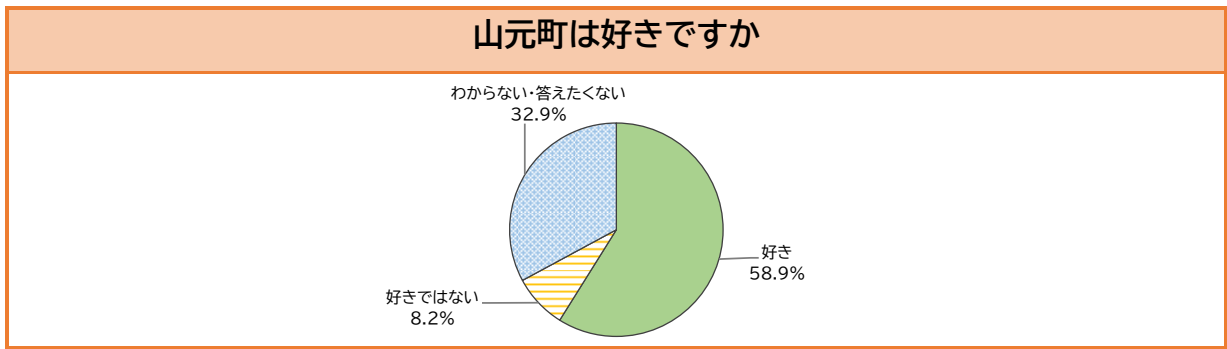
現在、放課後児童クラブを利用しているこどもに、児童クラブのよいところ、遊び場などについて意見を聞きました。こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの声を聴きながら居場所づくりを推進する必要があります。

### ■実施内容

- ・山下小学校児童クラブ 24名  
日時：令和6年10月15日(火) 10:00~11:00
- ・山下第一小学校児童クラブ 10名  
日時：令和6年10月15日(火) 14:00~15:00
- ・山下第二小学校児童クラブ 26名  
日時：令和6年10月16日(水) 10:00~11:00
- ・坂元小学校児童クラブ 11名  
日時：令和6年10月16日(水) 14:00~15:00

### ■主な意見

児童クラブのよいところ	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外で遊べる(鬼ごっこ・ブランコ・サッカー・野球など)</li> <li>・先生、ともだちとあそべる</li> <li>・おやつがあるところ</li> <li>・ゆっくり勉強ができる</li> <li>・本が読める</li> <li>・雨の日にホールで遊べる</li> <li>・DVDを見ることができ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年関係なくあそべる</li> <li>・宿題ができる</li> <li>・色々なえほんがある</li> <li>・ポケモンカード、ウノなどいろいろなおもちゃがある</li> <li>・テレビがある</li> <li>…etc</li> </ul>
児童クラブでどんなことができるといいと思いますか	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由に何でもできる</li> <li>・広い体育館</li> <li>・みんなでどこかにいきたい</li> <li>・花をそだてたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先生といっしょにあそぶ</li> <li>・家からオモチャ・ゲーム・スマホをもってくる</li> <li>・調理自習</li> <li>・部屋の中でたいそう</li> <li>…etc</li> </ul>
※ゲームやスマホなどを持ってきたいとの回答が多かった。	
居場所や遊び場としてどのような場所があるといいと思いますか	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊園地</li> <li>・映画館</li> <li>・おどれる場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水族館</li> <li>・駄菓子屋さん、お菓子屋さん</li> <li>・自転車で遊べる場所…etc</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物園</li> <li>・公園、広い遊び場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカーコート、野球場</li> </ul>
※遊園地などのテーマパークなどの回答が多かった。	



## 7 子育て関連団体へのアンケート調査

町内の子育て関連2団体に、町のこども・若者の課題、活動における困りごとなどについてアンケートを実施しました。円滑な活動が行えるように活動時の課題解決に向け、支援の充実を図ります。

### ■実施内容

- ・令和6年11月26日（火）～令和6年12月12日（木）
- ・調査団体
  - 山元町家庭教育支援チーム「つばめ」
  - 山元町民生委員児童委員協議会

### ■調査結果

#### (1) 現在活動している中で困っていることを教えてください。

- ・活動の担い手となる人材が不足している
- ・活動が住民に認知されていない
- ・他の団体との交流機会が乏しい

#### 【その他】

- ・子育て中以外の人達には認知されていない、他の団体との交流の機会があれば認知度も上がると思う

#### (2) 活動を持続させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

- ・活動に関わる情報発信に関する支援
- ・他団体との連携・協働（ネットワーク化）
- ・活動資金の支援
- ・気軽に活動へ参加できる仕組みづくり

#### 【その他】

- ・活動の情報を利用者や他団体、地域に発信し気軽に活動に参加できる仕組み作りをし、みんなで子育て（見守り）できるようになると良い

#### (3) 山元町のこども・若者の課題としてどのようなことがみられますか。

- ・ひきこもり・不登校のこども・若者が増えている
- ・虐待（家庭内暴力・ネグレクトなど）の疑いのある家庭が増えている（相談が増えている）
- ・生活困窮の問題を抱える家庭が増えている（相談が増えている）

**(4) 山元町は子育てしやすいまちだと思いますか。  
またその理由を教えてください。**

・どちらともいえない

**【理由】**

- ・気候が温暖で済みやすいところだと思いますが、子どもたちが安心して遊べる場所が少ない
- ・屋根付き屋内の遊び場を作ってください

・どちらかといえば子育てしやすいまちだと思う

**【理由】**

- ・自然環境が良く、定住促進事業が充実している
- ・学校教育が行き届いている（少人数）

**(5) 山元町は若者に住みやすいまちだと思いますか。  
またその理由を教えてください。**

・どちらかといえば住みやすいまちだと思わない

**【理由】**

- ・町に高校がないので、みんな町外に出てしまう
- ・魅力のあるところ、若者を引き付けるものがない
- ・都市部から離れている、公共機関が限られている、大型商業施設が少ない
- ・若者（こども）にとっての遊び場が少ない
- ・町内の移動手段が少ない（こどもたち） 外灯が少ない

**(6) こども・若者への支援について、町にどんなことに取り組んでほしいですか。**

- ・就職支援や雇用環境の整備を充実する
- ・子ども・若者がほっとできる居場所を充実する
- ・学校に行けない人、社会に出られない人が自立できるよう支援する
- ・若者が就職したり働き続けられるよう取り組む

**【その他】**

- ・小さいころから山元町の良さがわかる教育（体験型）が必要
- ・若者が地元で働きたくなるような環境づくり
- ・若者と町を守っている住民とが協力して何かを作り出すようなシステム作りが必要
- ・孤立している若者が話の出来る人、居場所を作ってあげること
- ・こどもの意見が反映できる機会を増やす
- ・ダンスに興味があるこども・若者が多くいるので、活動できる場所を増やす
- ・特色ある教育（学校づくり）



## 8 こども・若者、子育て当事者を取り巻く主な課題

アンケート結果などの町の状況、こども・若者の環境の変化やそれに対応する国・県の動向などを踏まえて、本町における今後のこども・若者、妊産婦、子育て当事者支援に関する課題を次により整理します。

### (1) こども・若者の権利に関する教育の充実と意識啓発

こども・若者に対するアンケート調査結果では、将来に明るい希望を持っているかについて、「希望がない」と回答したのは38.5%、また、今の自分が好きかでは、「あてはまらない」が48.3%と回答しています。

こども・若者が夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会とするためには、こども・若者が個人として尊重されるとともに自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むための教育や環境づくりが必要です。

そのため、地域社会全体に対しては、こども・若者が権利の主体であることを広く周知し、いじめ、体罰、児童虐待等によるこどもの権利侵害を許さないという意識の浸透を図ること、こども・若者に対しては、学校教育活動等を通じて自らの権利や人権に対する理解を深め、人権を尊重する意識を育むことが重要です。

### (2) 妊娠期から子育て期における保健・医療の提供体制の充実

就学前児童・小学生の保護者に対するアンケート調査結果では、町が重点的に取り組む必要性が高いと思う施策として「小児救急医療など小児医療の充実」を挙げる意見が多く見られました。

こども・若者が心身の状況や置かれた環境等にかかわらず心身ともに健やかに成長できることは、将来にわたって幸せな状態で生活を送るための基本であり、親の妊娠期から出産・子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の確保と、こども・若者一人ひとりの特性や状況に応じた質の高い支援が必要です。

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、乳幼児健康診査等の提供体制の確保など産前産後からの切れ目のない継続的な支援が重要です。

また、障害児や医療的ケア児が適切な支援・サービスにつながるよう、関係機関との連携の強化のほか、障害等の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくりの推進が求められます。

### (3)成長段階に応じた教育・保育と子育て支援事業の充実

本町の児童数は令和4年まで微増傾向でしたが、令和4年以降は減少しています、一方、放課後児童クラブの利用児童数は、令和2年度と比較し増加している状況です。就学前児童・小学生の保護者に対するアンケート調査でも、母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者の7割以上、小学生保護者の8割以上が就労しています。また、国勢調査においても女性の就業率が上昇していることから、保育等のニーズの多様化が考えられます。

こどもの成長段階に応じて安定的な教育・保育や子育て支援事業が供給できるよう、将来的な需要量を適切に把握し、それに継続して対応できる提供体制を確保していくことが必要です。

一時預かりや病児保育など多様な保育ニーズに対する受け皿や、身近に相談相手がない子育て当事者、困難を抱えた家庭などへの寄り添った支援が確保されるよう、子育て支援事業の提供体制の充実を図る必要があります。

### (4)こども・若者の成長と安心して過ごせる環境づくり

就学前児童・小学生の保護者に対するアンケート調査結果では、町が重点的に取り組む必要性が高いと思う施策として「子どもの居場所づくりの推進」との回答が多くありました。

遊びや体験活動はこども・若者の健やかな成長の原点です。さまざまな遊びや学び、体験等を通して生き抜く力を得て、自らの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、年齢や発達に応じて多様な体験・学習の機会の確保や、多様な価値観との出会いの機会の提供が求められます。また、基本的な生活習慣の形成・定着を図る取り組みや、こども・若者や子育て当事者の目線に立った安全なまちづくり、多様な居場所づくりの取り組みも必要です。

また、インターネット利用の低年齢化が進む中、こどもが情報を適切に取捨選択して利用することは重要な課題です。

こども・若者に対するアンケート調査結果でも、自分にとって居場所になっている場所として「インターネット空間」と回答した割合は5割以上となっています。こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、メディアリテラシーの習得支援など、こどもが安心してインターネットを利用できる環境の整備が必要です。

さらに、こども・若者の自殺対策、こども・若者を巻き込んだ事故や犯罪を未然に防ぐ取り組みもこれまで以上に求められます。

## (5) 貧困の解消と虐待の防止、困難状況に置かれている子どもへの支援

子どもの貧困は経済的な面だけでなく、心身の健康や前向きに生きる気持ちを含めた権利利益を侵害するとともに社会的孤立にもつながる深刻な問題です。また、児童虐待は子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり、どのような背景があっても許されるものではありません。

さらに、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで個人の権利に重大な侵害を生じるおそれがあります。

就学前児童・小学生の保護者に対するアンケート調査では、現在の暮らしの状況について、「苦しい」と回答した割合は就学前児童が31.3%、小学生が28.9%となっています。

貧困及び貧困の連鎖の解消と虐待の防止のためには、経済的支援、教育の支援、就労支援や親子間における適切な関係性の構築の支援など、関係機関の連携による多方面からの取り組みが求められます。

親の妊娠・出産期からの相談支援や教育相談体制の充実により、ヤングケアラーも含め苦しい状況にある子ども・若者や子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、包括的な支援につなげる体制を強化することが重要です。

## (6) 仕事と子育ての両立と共働き・共育ての推進に向けた意識の醸成

本町の就業状況を見ると、女性の就業率は上昇傾向、特に30歳～34歳の就業率が上昇しており、今後も働く女性、共働き世帯の増加が見込まれます。

子育て当事者が地域社会に支えられ、幸せな状態で子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現および仕事と子育ての両立に向けた社会全体での取り組みのさらなる普及啓発が必要です。

あわせて、家庭内において家事・子育ての負担が女性に一方的に偏る状況の解消に向け、男性の家事・子育てへの主体的な参画を促す意識の醸成など、共働き・共育てを推進する取り組みが求められます。



# 第3章

## 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町では、第2期山元町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「すべての子どもと子育て家族をみんなで支え 子どもの幸せを実現するまち・山元」を基本理念に掲げ、社会や地域が支えるなかで、親が子どもとともに成長し、お互いの成長を喜び合いながら地域との結びつきを強め、子どもたちが次代の親となることを見守っていける温かいまちづくりを目指してきました。

また、「第6次山元町総合計画」で掲げた「まち」の将来像「キラリやまもと！みんなでつくる笑顔あふれるまち」を目指したまちづくりに取り組んでおり、保健・医療・福祉分野及び子育て支援・教育等分野において、各種サービスの充実や連携強化を図っています。

こども大綱では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏まえつつ、新たな基本理念「みんなでつくる こどもの笑顔があふれるまち・山元」を掲げ、全てのこども・若者が誰一人取り残されることなく、地域社会全体でこどもと若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる山元町を目指します。

#### 【基本理念】

みんなでつくる こどもの笑顔があふれるまち・山元

## 2 計画の基本方針

こども大綱では、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則り、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

基本方針1	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個人を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
基本方針2	こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
基本方針3	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
基本方針4	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
基本方針5	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現に阻む障害の打破に取り組む。
基本方針6	施策の総合性を確保するとともに、国、県、民間団体等との連携を重視する。



### 3 計画の基本目標と施策の体系

本計画はこども大綱を踏まえ、3つの基本目標を設定し、こどもや若者、子育て当事者をライフステージに応じて切れ目なく支援するため、総合的に施策を推進していきます。

**基本目標 1 子育て・子育ての支援の推進**

**基本目標 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進**

**基本目標 3 安心して子育てができる支援の推進**

#### ■計画の体系

#### 基本理念

みんなで作る こどもの笑顔があふれるまち・山元

#### ◆ 基本目標 1 ◆ 子育て・子育ての支援の推進

##### ◆ 基本施策 ◆

- 1 こども・若者が権利の主体であることへの理解促進・啓発
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4 こどもの貧困対策の推進
- 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 7 こども・若者の自死予防対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

#### ◆ 基本目標 2 ◆ ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

##### ◆ 基本施策 ◆

- 1 こどもの誕生前から幼児期まで
- 2 学童期・思春期
- 3 青年期

#### ◆ 基本目標 3 ◆ 安心して子育てができる支援の推進

##### ◆ 基本施策 ◆

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大



# 第4章

## 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 1 ◆ 基本目標 1 ◆ 子育て・子育ての支援の推進

#### (1) 子ども・若者が権利の主体であることの理解促進・啓発

子ども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。つまり、子ども・若者は、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るためには、子ども・若者が権利の主体であると認識され、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障しなければならないという考え方が社会全体で共有される必要があります。

#### ◆ 取り組みの方向性

##### ① 子ども・若者の権利に関する普及啓発

○子ども自身が自らの権利について正しく理解し、自身が「権利の主体」である意識を育てる学習や主権者教育などを推進します。

○子ども自身が悩みや困りごとの相談先を認知できるよう周知していきます。

##### ② 子どもの教育、養育の場における子ども・若者の権利に関する理解促進

○教職員や幼児教育・保育等に携わる者、子どもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供や研修等を実施します。

○広く社会に対して、子どもの権利条約や子ども基本法について周知・啓発などを行い、子ども・若者の権利を含む人権教育を推進します。

##### ③ 子ども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に向けた取り組み

○全ての子どもがその年齢や発達程度に応じて、自分に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、多様な社会的活動に参画する機会を作っていきます。

#### ◆ 関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
児童の権利に関する啓発	いじめや体罰、虐待といった子どもをめぐる人権問題の解決を目的とした「子どもの人権110番事業」についての啓発・普及に努めます。	町民生活課
人権教育の実施	子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが人として尊重され、次代の山元町を担う希望の存在として尊重されるよう、子どもたちへの人権教育を実施します。	町民生活課

## (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながるものです。

こういった遊びや体験活動の重要性、及びその機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、行政、地域、学校、保育所、幼稚園、家庭、民間団体等が連携・協働して自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・遊びができるよう施設の充実を図るとともに、地域資源を生かした遊びや体験の機会を地域や成育環境によって格差が生じないように配慮しながら創出していきます。

### ◆取り組みの方向性

#### ①遊びや体験活動の推進

- こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、質の高い幼児教育・保育を推進します。
- 放課後や週末等において、安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動に取り組みます。

#### ②こどもの生活習慣の形成・定着

- 乳幼児期は、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあることから、乳幼児健診・相談等を通し、こどもの発達に応じた食生活や基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、普及啓発活動を実施します。

#### ③こどもまんなかまちづくりの推進

- こどもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流を生み出す機会の創出などの取り組みを推進します。

#### ④こども・若者の可能性を拓げていくためのジェンダーギャップ解消

- 児童生徒の発達段階に応じ、男女平等や男女共同参画社会、人権の尊重、ジェンダー平等に関する理解を促進するための啓発活動を推進します。
- 性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談体制の整備や固定的な性別役割分担意識、また無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に資する啓発や情報発信を推進します。

#### ⑤こども・若者が活躍できる機会づくり

- こども・若者が一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、伝統・文化への理解、チャレンジ精神を育み、さらに外国語指導助手派遣事業によりALTを配置し外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育を推進します。

## ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
こどもの遊び場空間の提供	つばめの杜中央公園を中心に各地区の児童遊園の安全点検を実施し、安全・安心なこどもの遊び場空間を提供します。	施設管理課
児童・生徒の居場所づくり	小学校の放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実のほか、中学生や高校生などについても、児童・生徒が自由に集い、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。	教育総務課 生涯学習課 子育て定住推進課
体験活動の機会提供	こどもたちが「生きる力」を育み、心豊かにたくましく成長するために、家庭・地域・学校と連携しながら、休日等を活用した様々な体験活動の機会を提供します。	生涯学習課 子育て定住推進課
ジュニア・リーダーの育成	地域の青少年指導者としてジュニア・リーダーを育成し、こどもたちに体験・交流活動の機会を提供します。	生涯学習課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学生（1～6年生）の児童に対して、授業の終了時などに放課後児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。	子育て定住推進課
放課後子ども教室の充実	こどもたちが放課後の時間に安心・安全に活動できる拠点を設けて、地域の方々の協力を得ながら、文化活動やスポーツ活動など様々な体験活動を実施します。	生涯学習課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、学校と連携しながら、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型・校内交流型の推進に努めます。	生涯学習課 子育て定住推進課
保育所地域活動事業	地域の親子や高齢者と保育所のこどもたちが、七夕などの行事やレクリエーションを通して、世代間による交流を図ります。	子育て定住推進課
民生委員・児童委員研修会	児童母子福祉部会において、子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、地域における児童の健全育成に関わる委員の資質の向上を図ります。	地域福祉課
栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において栄養士による相談、指導を実施し、乳幼児の家庭での食を通じた健康づくりを支援します。	健康推進課
乳幼児健診の場を通じた情報提供	乳幼児のいる家庭での食を通じた健康づくりを支援するために、乳幼児健診や育児相談等において、保護者を対象に望ましい食生活に関する情報提供を行います。	健康推進課
おやこクッキング教室	児童及びその保護者に対し、栄養士及び食生活改善推進員によるクッキング教室を行い、幼児期からの食育を通じて望ましい食習慣を形成し、こどもたちのより健やかな成長のため食生活の改善を図ります。	健康推進課
地産地消の推進	生産者、関係機関との連携により食に関する学習機会や情報の提供を進め、栄養士や食生活改善推進員による講習や、郷土料理体験事業を実施します。	健康推進課 教育総務課 産業観光課

### (3)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

乳幼児期、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じ、切れ目のない保健・医療を提供するため、プレコンセプションケア※の取り組みの推進や、家庭生活に困難を抱える当事者が必要としている支援に確実につながることができる支援体制の構築を行っていきます。

また、妊娠や出産、健康に関する相談先を整備することで、若い世代が健康づくりに取り組み、安心して妊娠・出産の希望がかなえられるように支援します。

※プレコンセプションケア：若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと

#### ◆取り組みの方向性

- プレコンセプションケアや相談先の周知、普及・啓発のため、様々な機会を通じてプレコンセプションケアの重要性を伝えていきます。
- こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、包括的な相談支援体制の強化を図るとともに、切れ目のない保健・医療体制の提供を推進します。
- 心穏やかに妊娠・出産できるよう、医療機関との連携を図り、妊娠初期からの妊産婦への保健指導や健康管理支援の充実と周産期医療体制の整備を図ります。
- 慢性疾病・難病を抱え、その治療が長期間にわたり、身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれている子ども・若者やその家族に対し、重度心身障害(児)者医療給付事業及び子育て支援医療給付事業等の制度が活用できるよう支援するとともに、成人後も切れ目のない支援ができるよう関係機関との連携を強化します。



## ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
母子健康手帳交付時における保健・栄養指導	母子健康手帳交付時の相談、指導を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めます。また、母子保健サービス等の説明などにより、健康診査や保健指導を利用できるように努めます。	こども家庭センター
乳幼児健診の充実	こどもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図るため、乳幼児健診の体制強化に努めます。	健康推進課
乳幼児歯科健診の充実	歯科健診及び歯科衛生士によるブラッシング指導について、町民の利便性を考え、実施箇所や対象月齢の拡大を図ります。	健康推進課
育児相談の充実	保健師と栄養士・歯科衛生士が協力して相談を実施します。利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら実施します。	こども家庭センター 健康推進課
発達相談	臨床心理士による発達相談を実施します。	健康推進課
妊婦相談	出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について相談を実施し、育児不安の解消に努めます。	こども家庭センター 健康推進課
新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦の家庭を助産師や保健師、栄養士等が訪問し、保健指導や相談を行います。特に育児不安の大きい出産直後の新生児を対象に「出生連絡票」に基づき訪問指導を行い、母の不安解消や乳児の健やかな成長の一助とします。	こども家庭センター 健康推進課
妊婦一般健康診査の充実	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため対象となる妊婦がすべて受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図ります。	健康推進課
妊婦訪問	妊娠8か月を目途に助産師や保健師が訪問し、出産、育児に対する不安解消を図ります。	こども家庭センター 健康推進課
産婦健診	産後、2週間と1か月の2回、産後に母親の心と体が順調に回復しているか確認し、健やかな育児ができるよう利用の拡大を図ります。	健康推進課
産後ケア	産後様々な不安や心配を抱える母親が、心も体も健康で健やかに育児ができるよう、宿泊型・通所型・訪問型の利用の拡大を図ります。	健康推進課
こども医療費の助成	子育て世帯の経済的負担軽減を目的とし、0歳から18歳の年度末までのこどもの医療費を助成します。	健康推進課
休日当番医	休日の急病・急患の方々のため、亶理郡医師会と連携して休日当番医を実施し、休日の診療体制の充実を図ります。	健康推進課
宮城県こども夜間安心コール	こどもの保護者などからの電話による相談対応と、こどもの急な病気及び事故への応急方法に関する助言等を行うため、「宮城県こども夜間安心コール」を活用し、保護者の方々の不安解消と病状に応じた適切な対応、初期救急医療の充実を図ります。	健康推進課

## (4)こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であることから、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、一人一人の豊かな人生の実現につなげていく必要があります。

このことから、貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める必要があります。

### ◆取り組みの方向性

#### ①こどもの貧困に対する理解促進

○こどもが抱えている貧困の状況は多様で見えにくいことから、学校や地域と連携しながら支援を必要とするこどもを早期に発見し、適切な支援につなげることができる仕組みを構築します。

#### ②教育の支援、生活の安定に資するための支援、経済的支援

○貧困によってこどもの将来が閉ざされることのないよう、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯などに、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整などきめ細やかに包括的な支援を行います。

○子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。

○貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

○保護者の就労支援において、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援、仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

#### ③支援体制の円滑な利用促進に向けた体制づくり

○必要な支援につながり、自立にむけた適切な支援が受けられるよう、こども家庭センターを中心に、ワンストップ相談及びプッシュ型の支援体制を構築します。

### ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
児童手当の支給	児童を養育している家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため手当を支給します。	子育て定住推進課
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している世帯の生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。	子育て定住推進課
こども医療費助成【再掲】	子育て世帯の経済的負担軽減を目的とし、0歳から18歳の年度末までのこどもの医療費を助成します。	健康推進課

## (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者や日常生活を営むために医療を要するこども(医療的ケア児)が安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制充実が重要です。

障害の早期発見、治療に努めるとともに、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

### ◆取り組みの方向性

- 早期発見のための健診・相談体制の充実を図るため、乳幼児健診の充実を促進し、乳幼児健診の受診率向上のための支援を継続していきます。
- こどもの発育・発達に不安や問題を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを受けることができるよう、こども発達相談や障害児保育の充実に取り組みます。
- 障害児、医療的ケア児およびその家族が身近な地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図り支援体制の構築に向けての取り組みを推進します。
- 障害児をもつ家族の精神的、肉体的な負担の大きさを考慮し、家族支援のためのサービスの充実を図ります。
- 障害のある児童生徒に対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、こども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

### ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
乳幼児健診の充実【再掲】	こどもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図るため、乳幼児健診の体制強化に努めます。	健康推進課
妊婦一般健康診査の充実【再掲】	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため対象となる妊婦がすべて受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図ります。	健康推進課
定期健康診断事業	町内小・中学校において、児童生徒の心とからだについて、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	教育総務課
在宅福祉サービスの推進	障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護等の在宅福祉サービスを充実するとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。	地域福祉課
保育・教育内容の充実	保育・教育・福祉・保健の連携をさらに強化し、障害のあるこどもが地域の保育所、学校に通い共に育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。また、障害のあるこどもに対する教員や職員の理解を深める、研修会等の機会を増やします。	教育総務課 子育て定住推進課 地域福祉課
障害児保育の充実	障害のあるこどもの中で、発達のために集団保育が必要とされるこどもを保育する障害児保育の充実を図ります。	子育て定住推進課
特別児童扶養手当	身体や精神に一定の障害がある在宅障害児の監護・養育者に対し福祉の増進に寄与するため手当を支給します。	子育て定住推進課

## (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーなどへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであることから、家庭環境にどのような困難があったとしても、こどもへの虐待につながらないようにしていくために、子育てについての困難や、こどものSOSをできる限り早期に把握し、支援する必要があります。

社会的養護とは、保護者のないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指します。この社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、相談支援体制の強化及びこどもの意見表明のサポートを行うとともに、社会的養護経験者等の自立を支援していきます。

ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいため、各関係機関における情報共有と連携により早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが求められています。ヤングケアラーの問題に対するこども本人や家族の自覚、周囲の気づきを促し、確実な支援につなげるため、積極的な啓発活動が必要です。

### ◆取り組みの方向性

#### ① 児童虐待防止対策の強化

- 児童虐待の背景には、家族内の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どこの家庭にでも起こり得ることとされていることから、早期の発見・防止のために、児童虐待防止ネットワークの活用や相談体制の強化と充実を推進します。また、虐待を受けた児童に対する支援とアフターケアを関係機関と連携し行います。
- 虐待が重大なこどもの人権侵害であることを住民や関係機関に啓発し、地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、虐待に関する通告義務の周知を図っていきます。
- こども家庭センターにおいて、妊産婦、子育て家庭のSOSを受けとめるとともに、ヤングケアラーなど、自覚しづらく、支援を求めづらい状況にあるこどものSOSを学校等の関係機関などと連携して把握し、自立支援等を含め、必要な支援を届けるための相談体制整備に取り組みます。
- 養育支援訪問事業として、保健師などによる専門的指導や育児・家事支援が必要な家庭への支援を行います。

#### ② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

- 社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに成長するよう、関係機関と連携しながら社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図ります。
- 施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対して、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援します。



### ③ヤングケアラーへの支援

○ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり、表面化しにくい構造であることを踏まえ、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、こどもの意向によりそいながら必要な支援を行います。

○ヤングケアラーの問題に対するこども本人や家族の自覚や周囲の気づきを促し、必要な支援につなげるため、積極的な啓発活動を実施していきます。

#### ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
虐待防止等支援対策ネットワーク会議	児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育・司法など関係機関が連携し、こどもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。虐待防止等対策支援ネットワークについて、児童相談所、保健福祉事務所、警察署、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、小中学校校長会、幼稚園等と行政が連携して虐待防止に取り組めるようネットワークの強化に努め、要保護児童対策地域協議会の推進を図り、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。	こども家庭センター
緊急一時保護	町で通報を受けた緊急一時保護が必要な児童に対し調査を実施し、必要と認められる場合、児童相談所に通報を行います。	こども家庭センター
児童相談の充実	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導にあたります。虐待防止のために、保健、福祉、社会福祉協議会等の各関係機関で連携をとり、虐待の可能性のある家庭について早期の相談体制の構築を図ります。	こども家庭センター 教育総務課
オレンジリボンキャンペーン (児童虐待防止キャンペーン)	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取り組みを集中的に実施します。	こども家庭センター
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、育児、家事等の支援を行います。	こども家庭センター

## (7)子ども・若者の自死予防対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組み

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっていることから、誰も自死に追い込まれることのないよう、生きることの包括的支援として子ども・若者への自死予防対策が必要です。

また、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす犯罪被害性被害、事故、災害からの安全を確保することにより、全ての子どもが健やかに成長するための対策を推進するとともに、子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援を、学校や警察等の地域の関係機関・団体と連携しながら推進していくことが求められます。

### ◆取り組みの方向性

#### ①子ども・若者の自殺対策

- 子どもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる人に相談できる力を培うため「SO Sの出し方に関する教育」を実施し、自殺予防教育を推進します。
- 子ども・若者自身やその家族、学校が抱える様々な悩みに対して、専門の相談員が電話や来所で相談を受け、関係機関と連携し支援していきます。
- 「子どもの人権 110 番」、「LINE人権相談」など電話、SNS等を活用した相談窓口の更なる周知徹底を図ります。
- 犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するための子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校や児童相談所等の関係機関と連携を図り、きめ細かな支援を行います。

#### ②子ども・若者を犯罪被害や事故、災害から守るための環境整備

- 子どもの生命と安全を守るため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。
- 学校、家庭、地域社会が三位一体となった、町民による防犯パトロールなど自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携をより一層強化します。
- 子どもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシーを習得するための支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進など、子どもが安全・安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。
- 子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関して保護者に対する周知啓発を進めます。

#### ③非行防止と自立支援

- 子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するとともに、社会全体として非行や犯罪に及んだ子どもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

## ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
カウンセリングの実施、保護者に対する助言	各学校に配置しているスクールカウンセラーは児童・生徒の他、保護者及び教師の相談にも対応しています。いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもの心のケアや保護者へのカウンセリング等について、児童相談所と連携し、立ち直りの支援を行います。	教育総務課 こども家庭センター
犯罪被害者の支援	みやぎ被害者支援センター等の団体と連携し、被害者の実状に即した支援を行います。	総務課
DV対策の充実	DVにより被害を受けた母親及びそのこどもの保護に努めます。	こども家庭センター 地域福祉課
こどもの心のケアハウス事業	いじめや不登校により、学校生活に困難を抱えるようになったこどもたちの学校復帰や自立支援の取り組みに努めます。	教育総務課
健全育成対策の充実	学校での問題行動への適切な方策の確立、規則正しい生活習慣の指導、インターネット等の利用に際しての情報モラルの向上、薬物や性の逸脱行為等への適切な指導を促進するとともに、SNSでの誹謗中傷、危険ドラッグ問題等、多様化する社会問題の変化に対応した指導に努めます。また、地域社会が一体となって青少年の非行を助長する環境の早期発見に努めます。	教育総務課 生涯学習課
防犯パトロール隊の活動の強化	こどもたちを犯罪から守るため、防犯パトロール隊による巡回パトロールを充実します。	総務課
防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	総務課
防犯に関する普及啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、町民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行います。	総務課
不審者対応マニュアルの活用	保育所、幼稚園、小・中学校に配布した不審者対応マニュアルを活用し、安全管理を図ります。	子育て定住推進課 教育総務課 総務課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の町民、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	総務課 教育総務課
避難訓練等の実施	保育所、幼稚園、小・中学校において、避難計画に基づき、定期的に避難訓練を行います。	子育て定住推進課 教育総務課 総務課
交通安全街頭指導の充実	小学生の登校、下校時の交通安全などを図るため、町内通学路の交差点で交通指導隊による街頭指導を推進します。	総務課
交通安全推進協議会による交通安全運動の実施	町、警察署をはじめとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を行います。	総務課
交通安全推進団体との連携	交通安全協会・交通安全母の会等との連携を図り、交通安全を推進します。	総務課
交通安全教室	こどもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、小学生を対象に各学校等を巡回し、交通安全教室を実施します。	総務課
青少年相談の実施	非行防止など、青少年の健全育成に関する相談を実施します。	町民生活課

## 2 ◆ 基本目標 2 ◆ ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、祖父母等の親族による支援を受けられず、相談相手もいない妊産婦が家庭や地域で孤立してしまう状況の増加が考えられることから、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や個々の状況に応じた相談支援の充実、不妊治療等の医療情報の提供、経済的負担の軽減を図る必要があります。

また、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、未就園児を含めた全ての乳幼児に対し、安全・安心な環境の中で豊かな「遊びと体験」の機会を充実させていくことが重要です。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされ、本町においても、令和6年4月にこどもセンター内にこども家庭センターを設置しています。

今後も、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、健康・福祉関係各課との連携を強化し様々な支援を展開していく必要があります。

#### ◆取り組みの方向性

##### ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

- こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行うとともに、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。
- 不妊治療における費用助成や相談、産後ケア事業及び妊婦のための支援給付事業等を実施し、妊娠・出産の過程における伴奏型相談支援と経済的支援を一体的に実施していきます。

##### ②誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- 幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育所、認定こども園、幼稚園等、安全・安心な環境の中で幼児教育・保育の質の向上を図ります。
- 未就園児など親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、家庭の悩みの相談など、子育てを支援する活動の促進に努めます。
- 身近な遊び場を地域のこどもたちが利用できるよう、関係機関と調整を図るとともに、公共施設等を利用した、屋内外の遊び場の確保につとめます。



## ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
母子健康手帳交付時における保健・栄養指導【再掲】	母子健康手帳交付時の相談、指導を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めます。また、母子保健サービス等の説明などにより、健康診査や保健指導を利用できるように努めます。	こども家庭センター
乳幼児健診の充実【再掲】	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施します。体制を強化し、こどもこどもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で実施します。	健康推進課
乳幼児歯科健診の充実【再掲】	歯科健診及び歯科衛生士によるブラッシング指導を実施していますが、町民の利便性を考え、実施箇所や対象月齢の拡大を図ります。	健康推進課
乳幼児相談の充実【再掲】	保健師と栄養士・歯科衛生士が協力して相談を実施します。利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法等を工夫しながら実施します。	健康推進課
発達相談【再掲】	臨床心理士による心理発達相談を実施します。	健康推進課
妊婦相談【再掲】	出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について相談を実施し、育児不安の解消に努めます。	健康推進課 こども家庭センター
新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導【再掲】	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦の家庭を保健師、栄養士等が訪問し、保健指導や相談を行います。特に育児不安の大きい出産直後の新生児を対象に「出生連絡票」に基づき新生児訪問指導を行い、母の不安解消や乳児の健やかな成長の一助とします。	こども家庭センター 健康推進課
妊婦一般健康診査の充実【再掲】	妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため対象となる妊婦がすべて受診できるよう、妊娠届出時に受診票の利用について説明するなど、利用の拡大を図ります。	健康推進課
妊婦訪問【再掲】	妊娠8か月を目途に助産師や保健師が訪問し、出産、育児に対する不安解消を図ります。	こども家庭センター 健康推進課
産婦検診【再掲】	産後、2週間と1か月の2回、産後に母親の心と体が順調に回復しているか確認し、健やかな育児ができるよう利用の拡大を図ります。	健康推進課
産後ケア【再掲】	産後様々な不安や心配を抱える母親が、心も体も健康で健やかに育児ができるよう、日帰りデイサービスの利用の拡大を図ります。	健康推進課
こども医療費の助成【再掲】	こどもが医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。こどもが安心して医療サービスを利用できるように、18歳の年度末までの医療費を助成し、子育て家庭への経済的負担を軽減します。	健康推進課
休日当番医【再掲】	休日の急病・急患の方々のため、亶理郡医師会と連携して休日当番医を実施し、休日の診療体制の充実を図ります。	健康推進課
宮城県こども夜間安心コール【再掲】	こどもの保護者などからの電話による相談対応と、こどもの急な病気及び事故への応急方法に関する助言等を行うため、「宮城県こども夜間安心コール」を活用し、保護者の方々の不安解消と病状に応じた適切な対応、初期救急医療の充実を図ります。	健康推進課

## (2)学童期・思春期

学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期であり、安全・安心が確保された場で、善悪の判断や規範意識を形成し、協調性や自主性を身に付けるとともに、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えることが重要とされています。また、思春期は、心身の変化を経験しながら、アイデンティティを形成していく時期であるとともに、様々な葛藤や悩みを抱える繊細な時期でもあることから、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが必要です。

全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くことができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していきます。

### ◆取り組みの方向性

#### ①学校教育の質の向上

○基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断してよりよく問題を解決する力や、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」を育成するため、確かな学力の向上と心の教育の充実を目指していきます。

○子どもたちが地域の人や豊かな自然とふれあう体験活動やスポーツ活動などを通じて豊かな心を育み、生きる力を高めるため、創意工夫ある教育課程の編成や教職員研修機会の充実、学校部活動のための指導者育成に取り組めます。

#### ②居場所づくり

○全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、学校施設等を活用した子どもにとって安全・安心で利用しやすい居場所となるよう整備を進めます。

○放課後や週末に、様々な遊びや、文化・自然体験等を行う事業を開催し、こどもの居場所づくりを進めていきます。

○放課後児童クラブなど、利用するこどもの意見を取り入れた活動を実施できるよう、こどもの意見を聞く場を設け、楽しい場所を提供できるよう支援を行います。

#### ③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

○すべての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、宮城県や広域圏・近隣市町、関係機関、医師会などと連携し、小児医療や休日・夜間診療体制の充実をめざします。

○こどもの健全育成と子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため、0歳～18歳の年度末までの保険診療に係る自己負担分を助成します。

○子ども・若者に対し、学校や保健所等において、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めるとともに、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。

## ④いじめ防止、不登校の子どもへの支援

- 児童生徒やその家庭、地域の実態把握に努め、関係機関と連携を図り、地域ぐるみでいじめ等の問題行動の未然防止や解決に努めます。
- 「山元町いじめ防止基本方針」に基づき、人権学習の充実といじめの未然防止・早期発見・適切な対応力向上のため、教職員研修を推進するとともに、学校医や関係機関との多職種連携を推進し、相談体制の充実に努めます。
- 教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、不登校に関する相談活動を行うとともに、通所指導(教科指導、体験活動など)を行い、学校と連携しながら児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて取り組みます。
- 児童生徒の心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩みなどに対応するため、教職員の研修や、スクールカウンセラー、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。

## ⑤体罰や不適切指導の防止

- 体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されていることや、生徒指導提要に示されている不適切な指導と考えられる例などを踏まえ、生徒等の指導に当たって留意すべき事項などを、教職員の各種研修の場において周知を図ります。

## ⑥高校中退の予防と高校中退後の支援

- 高校中退を予防するため、高校における指導・相談体制の充実を図ることができるよう、関係機関と連携するとともに、子ども家庭センター等の相談機関やフリースペースなどの居場所への橋渡しができるよう支援体制を整備します。
- 高校を中退した子どもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進するとともに、高校を中退した子どもの高校への再入学・学びを支援します。

## ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
教職員研修の充実	教職員としての使命と責任の自覚及び資質向上を目指した研修の充実を図ります。	教育総務課
社会科副読本の整備	小学校社会科副読本を整備し、地域における社会生活の総合的理解を深めます。	教育総務課
協働教育の推進	地域学校協働本部を核として、家庭・地域・学校の連携による協働教育を推進します。	生涯学習課
ICT教育の推進	こどもの情報活用能力を育成するとともに、情報機能のネットワーク化を図ります。	教育総務課
学校評議員の導入	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校を目指すため、学校評議員を各学校に設置します。	教育総務課

事業等	内容	関係課
教育相談事業の充実	教育相談員の配置と、スクールカウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図ります。教育相談員の週1回の学校訪問に加え、震災以降は児童生徒の心のケアの充実を図るため、各学校にスクールカウンセラーを配置しています(県事業)。	教育総務課
不登校児童生徒への支援	教育相談員とスクールカウンセラーが相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行いながら不登校児童・生徒に対処し、学校復帰に向けた様々な支援を行います。	教育総務課
いじめ等青少年の問題行動への対策(積極的な生徒指導)	いじめ等青少年の問題行動へ対応するために、各中学校におけるスクールカウンセリングの充実をはじめ、学校と地域・家庭が連携して積極的な生徒指導を行います。	教育総務課
私立幼稚園運営補助事業	特色ある幼児教育と健全運営の推進を図るため、私立幼稚園の運営費に対する補助を行います。	子育て定住推進課
学校教育充実事業	将来への夢や志を持ち、その実現を目指しながら社会で生き抜いていける児童生徒の育成を目指し、町内小・中学校の教育活動の充実を図ります。	教育総務課
地域人材の活用推進	地域人材の発掘と養成、及びその情報の集約と活用を図り、家庭・地域・学校の連携による取り組みを推進します。	生涯学習課 教育総務課
家庭の教育力の向上	こどもの発達段階に応じて、家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。また、子育て支援や家庭教育支援に関わる人材を発掘し、子育てサポーターとして養成と活用を図ります。	生涯学習課
読書活動の推進	家庭、地域、学校など様々な場所で読書活動や読み聞かせ活動が行われるように、普及・啓発に取り組みます。	生涯学習課
体験活動の機会提供	こどもたちが「生きる力」を育み、心豊かにたくましく成長するために、家庭・地域・学校と連携しながら、休日等を活用した様々な体験活動の機会を提供します。	生涯学習課

### (3)青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なることから、自身の社会的な役割や責任に対する不安を感じる時期ともいえます。

自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取り組みや、相談支援が望まれています。

#### ◆取り組みの方向性

##### ①高等教育の就学支援

○家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるように、高等教育段階の修学支援の周知を行い、必要な方へ着実に実施します。

##### ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み

○町内の魅力ある企業やそこで働く方々の情報発信を行い、就職、定着を図るため、若者が安心して働くことができる安定した雇用環境の整備を進めます。

○離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組みます。

##### ③結婚に関する支援

○結婚につながる「出会い」の機会・場の創出を推進します。

○結婚を希望する人が、経済的な理由から結婚をためらうことがないように、結婚に伴う新生活への支援を行います。

##### ④悩みや不安を抱える若者とその家族に対する相談支援体制の充実

○ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者とその家族に対する相談体制の充実を図ります。

○こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等について学生を含む若者に周知します。

#### ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
定住推進事業	町内で住宅の新築や購入、既存住宅のリフォーム工事を行う新婚世帯、子育て世帯に対して移住・定住補助金を交付し、若者世代の定住促進、町外流出の抑制を図ります。 また、Uターン世帯向けの加算を設け、Uターンの促進にも努めます。	子育て定住推進課
婚活事業	婚活イベントの開催や、県開設のみやぎ結婚支援センター「みやマリ！」への入会登録料を助成するなど、結婚を希望する独身の男女が出会う場や結婚の機会創出に努めます。	子育て定住推進課



### 3 ◆ 基本目標 3 ◆ 安心して子育てができる支援の推進

#### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

こどもが生まれてから成人に達するまでには養育費や教育費等、こども一人当たりにかかる費用が大きく、子育て家庭にとって、不安や負担となっています。

経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないように、子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

幼児教育・保育の無償化や義務教育段階における就学援助のほか、国が実施している高等教育段階の修学支援制度の拡充が図られており、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的支援が図られています。また、児童手当については、次世代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けが明確化され、抜本的に拡充されたことや、本町においては、医療費の18歳の年度末までの無償化により子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

#### ◆取り組みの方向性

##### ① 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的負担軽減

○ 幼児教育・保育の完全無償化により、子育て世帯の負担軽減や全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を保障します。

○ 義務教育段階における就学援助について、援助が必要な世帯に活用されるようきめ細やかな周知・広報を実施します。

##### ② 医療費等の負担軽減

○ 子育て世帯の負担軽減をはかるため、引き続き18歳の年度末までの医療費の無償化を行います。

#### ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
幼児教育・保育の無償化事業	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児のこどもたちの利用料が無料になります。	子育て定住推進課
児童手当の支給【再掲】	児童を養育している家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため手当を支給します。 ※令和5年12月に国から「子ども未来戦略(異次元の少子化対策)」が示され、令和6年10月分(12月支給分)から児童手当が拡充されました。	子育て定住推進課
児童扶養手当の支給【再掲】	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している世帯の生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。	子育て定住推進課
こども医療費助成【再掲】	子育て世帯の経済的負担軽減を目的とし、0歳から18歳の年度末までのこどもの医療費を助成します。	健康推進課

## (2)地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進していきます。

また、家庭内で子どもの基本的な生活習慣、自立心等を育む教育を行うための保護者の学びを促すことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者に対する切れ目のない支援していくため、保護者に寄り添った家庭教育支援を推進していきます。

### ◆取り組みの方向性

#### ①教育相談の充実と家庭教育に関する情報提供

- オンラインも活用した相談や情報提供を行うとともに、子どもへの親としての関わり工夫や体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。
- 子育てに関連するサークル・団体等のネットワーク化により連携・協力を図り、地域における子育て支援の輪の拡充と子育て支援に向けた人材の確保に努めます。
- こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、切れ目のない支援を行います。

#### ②子育てサポートに関する取り組みの推進

- 子どもとその保護者が交流を深めたり、子育ての不安や悩みについて気軽に相談できる身近な場所として、地域子育て支援センターの充実を図ります。

### ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談・指導及び育児支援を展開します。	子育て定住推進課
世界に一つオリジナル絵本事業	親子のふれあい機会を増やし、子どもの心豊かな情操を育むことを目的に、子どもの名前や好きなものが入ったオリジナル絵本を1歳6か月児に贈呈します。	こども家庭センター
ベビーマッサージ・ベビーコミュニケーション事業	赤ちゃんとのコミュニケーション手法を学ぶと共に、スキンシップを通して親子の絆を深めながら、子どもの発達を促す講座を開催します。	こども家庭センター
子育てに関する学習機会の充実	保育所や幼稚園、小・中学校、教育委員会など、子育てに関わる関係機関との連携により、子どもの成長過程に応じた子育てに関する学習機会の充実を図ります。	生涯学習課 教育総務課 子育て定住推進課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、相談、助言その他の支援を行います。	健康推進課

事業等	内容	関係課
養育支援訪問事業	乳幼児家庭全戸訪問事業により把握した保護者、又は出産前において支援が必要と認められる妊婦に対し、養育が適切に行われるよう、訪問において養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	健康推進課
ベビーステーション貸し出し事業	町内で行われるイベント等に、授乳・おむつ替え用のベビートイレ等を貸し出し、子育て中の親子が安心してイベント等に参加できるようにします。	子育て定住推進課
利用者支援事業	こどもセンター内の「こども家庭センター」で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な相談支援体制を構築します。	こども家庭センター
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育てをおねがいしたい人は「おねがい会員」として、子育てを手伝いたい人は「まかせて会員」として登録し、会員同士で子育てを援助する事業を展開します。	こども家庭センター
坂元送迎保育ステーション事業	送迎保育ステーションでの朝夕の一時預かりと、つばめの杜保育所へのバス送迎を行うことにより、保護者の送迎の負担軽減を図ります。	子育て定住推進課
子育てサークルの支援	育児サークル「なかよし会」や家庭教育支援チーム「つばめ」など、子育てに関わるサークル・団体が活動しやすい環境を整備するとともに、積極的に活動を支援し、参加者同士の情報交換や交流活動を促進します。	生涯学習課 子育て定住推進課
子育て支援ネットワークの形成	家庭・学校・幼稚園・保育所・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育てネットワークを形成し、様々な事業を展開します。また、子育てサポーターを計画的に養成し、子育て支援体制の充実を図ります。	子育て定住推進課 生涯学習課 教育総務課
やまもと子育てハンドブックの作成	山元町の子育てに関する情報やサービスについてとりまとめた「やまもと子育てハンドブック」を作製し、転入時や母子健康手帳交付時に配布します。	こども家庭センター
ホームページ等を活用した子育て情報発信・ツールの設置	町のホームページに子育てのためのコーナーを設置し、保育・保健・教育・健全育成等の子育てに関する情報が一元的に検索できるようにします。	子育て定住推進課
子育て通信の発行	家庭教育支援チーム「つばめ」と連携して子育て通信を発行し、保育所や幼稚園、健診の場等で配布するなど、子育てに関する様々な情報提供を行います。	子育て定住推進課 生涯学習課



### (3)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、その多くが生計の維持と子育ての2つの負担を1人で担わなければならないため、収入や住まい、こどもの養育などに大きな困難を抱えています。

ひとり親家庭の生活の安定と向上、自立の促進は、こどもの健全な育ちにとって欠くことのできないことであるため、ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないよう、早期から保育・育児での援助や日常生活支援、相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立、安定、向上を図ることが重要です。

#### ◆取り組みの方向性

- ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であり、母子自立支援員などによる情報提供や相談の充実のほか、関係機関との連携を密にし、自立支援プログラム等、経済的自立に向けた支援を行います。
- ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的な自立支援を促進します。
- 相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。
- 当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

#### ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
児童扶養手当の支給【再掲】	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している世帯の生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。	子育て定住推進課
こども医療費助成【再掲】	子育て世帯の経済的負担軽減を目的とし、0歳から18歳の年度末までのこどもの医療費を助成します。	健康推進課
母子父子相談	母子・父子家庭(ひとり親家庭)に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行います。	子育て定住推進課
母子生活支援施設入所相談	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭又は母子に準じる家庭に対して、相談を受け付け、関係機関への紹介を行います。	こども家庭センター
母子父子寡婦福祉資金貸付相談	母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立や、扶養しているこどもの福祉増進のために必要な資金貸付の相談を受け付け、関係機関への紹介を行います。	子育て定住推進課

#### (4)共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、男女ともに希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使い、キャリアアップと子育てを両立できる職場を応援し、地域社会全体で支援する社会を目指します。

##### ◆取り組みの方向性

###### ①仕事と子育ての両立の推進

- 男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成と子育てを両立できるよう「共働き・子育て」を推進するため、男性の育児休業取得支援等の制度の周知に努めます。
- 仕事と生活の調和の実現を目指し、多様化する保育ニーズに対応できる保育サービスの充実に努めます。
- 男女共同参画の意識啓発を行い、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

###### ②家庭の時間を増やすための働き方(ワークライフバランス)の見直し

- 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん<sup>※</sup>)の活用等の啓発について、関係機関と連携し積極的に行っていきます。

※くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん:

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。

さらに、平成27年4月1日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取り組みを行っている企業を評価しつつ、継続的な取り組みを促進するため、新たにプラチナくるみん認定がはじまりました。

令和4年4月1日、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設されました。



## ◆関連する主な取り組み

事業等	内容	関係課
保育サービスに関する情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子育て定住推進課
育児休業取得の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進し、安心して子育てができるよう、ハローワーク、亙理山元商工会等の関係機関と連携して、育児休業取得に向けた啓発を行います。	産業観光課
幼児教育・保育の無償化事業【再掲】	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児のこどもたちの利用料が無料になります。	子育て定住推進課
一時預かり・特定保育事業	保護者が傷病、冠婚葬祭、その他私的理由などにより一時的に家庭での保育が困難となった場合や、就労形態によって断続的に家庭で保育ができない場合、一時的に保育を支援します。	子育て定住推進課
病児保育事業	こどもが病氣中や病氣の回復期にあり、保育園・幼稚園・小学校等で集団生活を送ることが出来ず、保護者の方が仕事を休めない等の事情により、家庭での保育を行うことが困難な場合、一時的に預かりを行います。	子育て定住推進課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学生（1～6年生）の児童に対して、授業の終了時などに放課後児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。	子育て定住推進課
私立幼稚園入園補助事業	私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の入園料等の一部助成を行います。	子育て定住推進課



# 第5章

計画の目標値と  
子ども・子育て支援事業の見込み



## 第5章 計画の目標値と子ども・子育て支援事業の見込み

### 1 計画の目標値

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を以下のとおり設定します。

目標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年)
1	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	51.8%	70%
2	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	79.6%	90%
3	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	54.1%	現状維持
4	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	47.8%	70%
5	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	61.5%	80%
6	「今、自分が幸せだ」と思うこども・若者の割合	78.8%	増加
7	「自分は他の人たちから孤立している」と感じるこども・若者の割合	37.2%	減少
8	「社会のために役立つことをしたい」と思うこども・若者の割合	85.0%	増加

※目標1～5は国のこども大綱に定められた数値目標と同様の目標値

## 2 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく制度においては、主に「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいます。

### ■制度の全体像





### 3 教育・保育提供区域と認定区分

#### (1) 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「必要量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、「その実施時期」を定める基本単位です。市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して区域を設定する必要があります。

町では、現在の教育・保育実施の状況や施設の配置・整備状況などを勘案し、本町の教育・保育提供区域を、「全町」1区域と設定します。

実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に合わせて柔軟に取り組んでいきます。

区 分	区域設定
①教育・保育事業	全町1区域
②地域子ども・子育て支援事業	全町1区域

#### (2) 認定区分

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります(同法第19条)。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

区 分	年 齢	対 象 事 業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭、 短時間就労家庭 等
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園 (教育ニーズなし)	共働き家庭 等
3号認定	0～2歳	保育所・認定こども園・地域型保育	共働き家庭 等

## 4 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

### (1) 教育事業(1号認定・2号認定(教育希望)) 3～5歳:幼稚園・認定こども園

#### ■ 第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	153	144	138	128	126
②確保方策	330	330	255	180	180
③実績	132	109	120	118	109
差異(③-①)	-21	-35	-18	-10	-17

#### 【第2期計画の実績】

1号認定は、量の見込みを下回る利用実績で推移し、必要な事業量は確保されました。

#### ■ 第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	79	76	74	73
②確保方策	120	120	120	120	120
差異(②-①)	40	41	44	46	47

#### 【事業実施に対する考え方】

1号認定の今後の見込みは、僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設(やまもと幼稚園、ふじ幼稚園)において必要な事業量は確保される見込みです。

## (2) 保育事業(2号認定) 3～5歳: 保育所・認定こども園・地域型保育

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	87	82	79	72	72
②確保方策	87	87	87	87	87
③実績	86	90	98	87	86
差異(③-①)	-1	8	19	15	14

## 【第2期計画の実績】

2号認定は、令和3年以降、量の見込みを上回る利用実績で推移していますが、令和4年度以降減少傾向で推移しました。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	111	109	106	103	102
②確保方策	117	117	117	117	117
差異(②-①)	6	8	11	14	15

## 【事業実施に対する考え方】

2号認定の今後の見込みは、僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設(つばめの杜保育所)及び認定こども園において必要な事業量は確保される見込みです。

## (3) 保育事業(3号認定) 0～2歳: 保育所・認定こども園・地域型保育

## ■ 第2期計画の実績

単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	78	82	85	88	91
3号認定(0歳)	15	16	16	17	17
3号認定(1・2歳)	63	66	69	71	74
②確保方策	78	88	88	88	88
③実績	72	71	82	82	83
差異(③-①)	-6	-11	-3	-6	-8

## 【第2期計画の実績】

3号認定は増加傾向となっておりますが、量の見込みを下回る利用実績で推移し、必要な事業量は確保されました。

## ■ 第3期計画の見込みと確保方策

単位: 人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	85	84	79	75	74
3号認定(0歳)	25	24	23	21	23
3号認定(1・2歳)	60	60	56	54	51
②確保方策	88	88	88	88	88
差異(②-①)	3	4	9	13	14

## 【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みは、減少傾向で推移すると見込まれます。  
利用希望の増加があった場合も、現在の体制で事業量は確保される見込みです。

## 5 子ども・子育て支援事業の量の見込み

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策を設定します。

### (1)利用者支援事業(こども家庭センター型)

#### 事業内容

母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援並びに全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個別の家庭に応じた継続的な相談や支援まで、切れ間なく対応するほか、妊産婦、子どもやその保護者の意見と希望を確認または汲みつつ、関係機関とのコーディネートを行い、地域のニーズを把握し、必要なサービスを有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

#### ■第2期計画の実績

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①設置個所	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
③実績	1	1	1	1	1
差異(③-①)	0	0	0	0	0

#### 【第2期計画の実績】

子育て世代包括支援センターにおいて母子保健型として総合的な相談支援体制を展開しました。

#### ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①設置個所	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
差異(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【事業実施に対する考え方】

こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援体制を展開しています。

## (2)地域子育て支援拠点事業

## 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,021	3,997	3,937	3,870	3,727
②確保方策	4,021	3,997	3,937	3,870	3,727
③実績	1,675	2,762	3,290	2,738	
差異(③-①)	-2,346	-1,235	-647	-1,132	

## 【第2期計画の実績】

量の見込みを下回る利用実績で推移しました。各年度とも大きな支障もなく、事業を展開しました。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216
②確保方策	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

子育て支援センターに加え、令和7年度からは認定こども園で実施し、それぞれの特性を踏まえた子育て支援活動を展開します。

## (3)妊婦健康診査

## 事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	50	49	47	46	46
②確保方策	すべての妊婦が受診				
③実績	82	76	71	71	
差異(③-①)	32	27	24	25	

## 【第2期計画の実績】

量の見込みを上回る利用実績で推移しましたが、すべての妊婦が受診しました。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	45	45	45	45	45
②確保方策	すべての妊婦を受診 実施場所:県内の医療機関 実施体制:宮城県医師会、宮城県助産師会 実施時期:①妊娠 23 週(6か月末)まで……………4週間に1回 ②妊娠 24 週~35 週(7~9か月末)…2週間に1回 ③妊娠 36 週(10 か月)以後出産まで…毎週1回				

## 【事業実施に対する考え方】

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。宮城県医師会などとの連携のもと、希望する県内の医療機関をはじめとし、里帰り等県外の医療機関における受診機会の提供を図ります。

## (4)乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	50	49	47	46	46
②確保方策	乳児のいるすべての家庭を訪問				
③実績	60	49	42	42	
差異(③-①)	10	0	-5	-4	

【第2期計画の実績】

令和3年以降は量の見込みを下回る利用実績で推移しました。  
各年とも乳児のいるすべての家庭を訪問しました。

■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	45	45	45	45	45
②確保方策	乳児のいるすべての家庭を訪問 実施場所:町の保健師及び助産師が訪問 実施機関:山元町				

【事業実施に対する考え方】

保健師、助産師による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施します。  
訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。



## (5) 養育支援訪問事業

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</li> <li>・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。</li> </ul>
------	--

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	養育支援が必要なすべての家庭を訪問				
③実績	0	0	1	0	
差異(③-①)	-5	-5	-4	-5	

## 【第2期計画の実績】

令和4年度を除き、利用実績はありませんでした。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	養育支援が必要なすべての家庭を訪問 実施場所:町の保健師及び助産師が訪問 実施機関:山元町				

## 【事業実施に対する考え方】

現状を踏まえ、計画期間においては、当事業で指導すべき家庭の基準を定めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めます。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。関係機関の連携のもと、児童虐待等のケースに応じた適切な支援策の検討・実施に努めます。

## (6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

## 事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③実績	0	0	0	0	0
差異(③-①)	0	0	0	0	0

## 【第2期計画の実績】

第2期計画期間において事業利用は見込んでおらず、また利用実績もありませんでした。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

第2期計画期間において利用実績がないことから、計画期間において子育て短期支援事業を実施する予定はありません。事業利用の必要性がある場合は個別に対応します。

## (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

## 事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
③実績	31	10	12	11	
差異(③-①)	26	5	7	6	

## 【第2期計画の実績】

量の見込みを上回る利用実績で推移していますが、利用実績は減少傾向で推移していません。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

今後も必要な事業量は確保できる見通しです。

おねがい会員、まかせて会員の登録促進に努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

## (8)一時預かり事業

## ①幼稚園在園児対象の一時預かり(預かり保育)

事業内容	認定こども園、幼稚園において、通常の教育時間が終了した後、家庭における保育が一時的に困難となった幼児について一時的に預かる事業です。
------	--

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,700	3,456	3,283	3,023	3,020
②確保方策	3,700	3,456	3,283	3,023	3,020
③実績	—	—	—	5,054	
差異(③-①)	—	—	—	2,031	

## 【第2期計画の実績】

令和5年度では量の見込みを上回る利用実績となりましたが、利用希望者は全て受け入れています。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,865	4,800	4,700	4,600	4,500
②確保方策	4,865	4,800	4,700	4,600	4,500
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

本事業については、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の体制で必要な事業量は確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

## ②保育所(園)その他の場所での一時預かり

## 事業内容

- ・一時預かり事業:家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター):未就学児の保護者の会員を対象として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- ・トワイライトステイ事業:保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	245	235	230	220	219
②確保方策	245	235	230	220	219
一時預かり事業	240	230	225	215	214
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	5	5	5	5	5
トワイライトステイ	0	0	0	0	0
③実績	294	618	398	488	
差異(③-①)	49	383	168	268	

## 【第2期計画の実績】

量の見込みを上回る利用実績となりましたが、利用希望者は全て受け入れています。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	550	550	550	550	550
②確保方策	550	550	550	550	550
一時預かり事業	545	545	545	545	545
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	5	5	5	5	5
トワイライトステイ	0	0	0	0	0
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

本事業については、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の体制で必要な事業量は確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

## (9)延長保育事業

## 事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	51	61	67	64	64
②確保方策	51	61	67	64	64
③実績	27	25	33	32	
差異(③-①)	-24	-36	-34	-32	

## 【第2期計画の実績】

量の見込みを下回る利用実績となり、必要な事業量は確保されました。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	65	65	65	65	65
②確保方策	65	65	65	65	65
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

事業の性質上、定員の設定などはないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。引き続き、延長保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

## (10)病児・病後児保育事業(病児保育事業・子育て援助活動支援事業)

## 事業内容

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

- ・病児対応型: 児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- ・病後児対応型: 児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- ・体調不良児対応型: 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業です。
- ・病児・緊急対応強化事業: ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

## ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	60	58	56	53	53
②確保方策	60	58	56	53	53
病児保育事業	60	58	56	53	53
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
③実績	5	9	11	7	
差異(③-①)	-55	-49	-45	-46	

## 【第2期計画の実績】

各年、量の見込みを下回る利用実績となりました。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	58	56	53	53
②確保方策	60	58	56	53	53
病児保育事業	60	58	56	53	53
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

亘理町内の医療機関が実施する病児保育事業を山元町民も利用できる体制となっています。利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### 事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ■第2期計画の実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	148	158	164	171	169
低学年	97	107	110	113	106
高学年	51	51	54	58	63
②確保方策	148	158	164	171	169
低学年	97	107	110	113	106
高学年	51	51	54	58	63
③実績	101	120	151	174	183
差異(③-①)	-47	-38	-13	3	14

### 【第2期計画の実績】

令和4年度までは量の見込みを下回る利用実績でしたが、令和5年以降は量の見込みを上回っています。(各年3月末現在。令和6年度は11月1日時点)

### ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	200	200	198	188
低学年	105	92	110	102	96
高学年	95	108	90	96	92
②確保方策	200	200	200	200	200
低学年	105	92	110	102	96
高学年	95	108	90	98	104
差異(②-①)	0	0	0	2	12

### 【事業実施に対する考え方】

現在、町内4か所で放課後児童クラブを開設しています。  
 少子化に伴い児童数は減少傾向にあるものの、核家族化の進行や女性の社会進出に伴い、放課後児童クラブのニーズの高まりが見込まれます。  
 今後も、放課後児童クラブの需要を見ながら、支援員の確保、適正な受け入れ人数の規模、事業の実施形態などを調整しながら、利用者のニーズへの対応に努めます。



**(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業****事業内容**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

**【事業実施に対する考え方】**

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

**(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業****事業内容**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

**【事業実施に対する考え方】**

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

**(14)子育て世帯訪問支援事業【新規】****事業内容**

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

**■第3期計画の見込みと確保方策**

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	9	9	9
②確保方策	9	9	9	9	9
差異(②-①)	0	0	0	0	0

**【事業実施に対する考え方】**

こども家庭センターを中心に事業の周知を進めるとともに、支援を必要とする家庭を早期把握、早期支援につなげていきます。

## (15) 児童育成支援拠点事業【新規】

## 事業内容

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

不登校の児童生徒など潜在的なニーズがあると考えられます。事業の周知を進めるとともに支援を必要とする家庭を早期把握、早期支援につなげていきます。

## (16) 親子関係形成支援事業【新規】

## 事業内容

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

子育てに悩みを抱える保護者が増加していると考えられます。事業の周知を進めるとともに、支援を必要とする人へ適切な支援を行います。

## (17)妊婦等包括相談支援事業【新規】

## 事業内容

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保方策	120	120	120	120	120
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

安心して出産を迎えられるように、事業の周知を進めるとともに、支援を必要とする人へ適切な支援を行います。

## (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

## 事業内容

令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、満3歳未満の就学前のこどもで、こどものための教育・保育給付を受けていない者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こどもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で利用することができます。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)として本格実施されます。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4	4	3	3
②確保方策		4	4	3	3
差異(②-①)		0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

保護者の就労状況などに関わらず、こどもの養育環境の充実に向けて、事業の実施体制について検討を行います。

## (19)産後ケア事業

## 事業内容

令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。産後に心身の不調や育児不安等がある母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポート等を行う事業です。

## ■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策	8	8	8	8	8
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

出産直後の母親は心身ともに不安定な状態であることが多く、また、これからの育児に対する大きな不安も抱えていることから、産後の回復や育児に向けたサポートに努めていきます。

# 第6章

計画の推進に向けて



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 協働による計画の推進

本計画の推進については、行政のみならず、こども・若者や子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体・行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

#### (1)町の役割

こども・若者の権利が保障され、健やかに成長できる社会である「こどもまんなか社会」の実現に向け、子育て家庭を社会全体で支援することの意義やこどもの権利の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことへの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画の推進にあたっての基本となる考え方の周知を図ります。

本計画の実現を目指し、地域や企業への理解の促進と国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供や効果的な子育て支援ができるように計画を推進します。

#### (2)家庭の役割

家庭は、こどもにとって人生最初の教育の場であり、こどもの人格形成や社会で生きていくために必要な力を身に付けるうえで重要であり、何よりも安らぎの場となることが求められます。

また、母親のみに子育てや家事の過大な負担がかからないように、父親をはじめ家族みんなが役割を分担し、心身ともに健康で健やかに生活できるように、お互いに助け合いながら温かなふれあいのある家庭づくりが求められます。

#### (3)地域の役割

地域は、子育て家庭の身近な相談の場として、また、緊急時の支援などの支えの場として重要な役割を担っています。

そのため、地域住民や各種団体は連携・協力して、包括的に地域のこどもを育てていくことが重要です。こうした地域の活動が、虐待、犯罪等からこどもを守ります。また、子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域による子育て・子育て家庭の支援が重要です。

#### (4)職場の役割

職場においては、子育ての社会的意義を認識し、育児・介護休暇制度の取得促進、労働時間の短縮や弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現など、ライフスタイルに合わせた労働環境や労働条件の整備等の支援が求められます。

## 2 計画の進行管理

### (1) 施策・事業の点検と改善

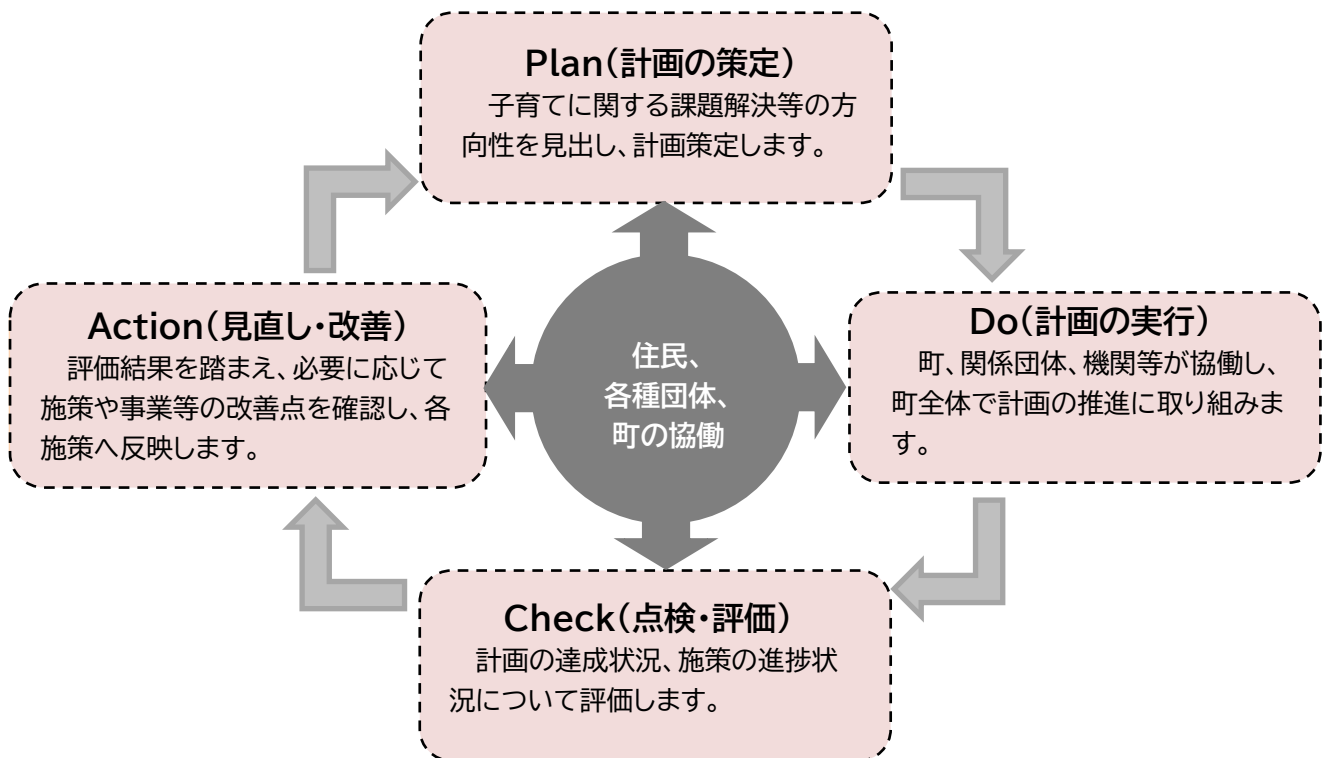
計画期間中は、子育て定住推進課を中心に、庁内関係各課や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の推進状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

### (2) 計画の評価と見直し

本計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に行い、施策の評価、方向性見直しの必要性などを検討します。

設定した成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

#### ● 進行管理のPDCAサイクルのイメージ





# 資料編



# 資料編

## 1 子ども・子育て会議設置条例

制定：平成26年3月31日条例第1号

改正：平成30年12月17日条例第29号

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、山元町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(任務)

**第2条** 子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議する。

- (1) 山元町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設の利用定員に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (5) 児童福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施設の実施状況に関すること。

(組織)

**第3条** 子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て定住推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例の施行後、最初に招集すべき子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和51年山元町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害者等支援認定審査会	委員	日額	11,700
-------------	----	----	--------

」

を

「

障害者等支援認定審査会	委員	日額	11,700
子ども・子育て会議	委員長	日額	6,700
同	委員	日額	6,400

」

に改める。

附 則(平成30年12月17日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 山元町子ども・子育て会議委員名簿

〔任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日〕

〈敬称略〉

選任区分	所 属	氏 名	備 考
子どもの保護者	山元町小中学校連合父母教師会	小泉 大輔	
	保育所保護者	堀川 和喜	
	幼稚園（又は家庭保育）保護者	横山 まり子	
	幼稚園（又は家庭保育）保護者	奥山 早織	
子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者	家庭教育支援チーム「つばめ」	高橋 静	
	育児サークル「なかよし会」	渡邊 麗奈	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	ふじ幼稚園	鈴木 ふじえ	委員長
	やまもと幼稚園	齋藤 幸恵	任期：R6.4.1～
	山元町社会福祉協議会	岩佐 秀広	副委員長 任期：R6.4.1～
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	山元町つばめの杜保育所長	高橋 由紀	
関係行政機関の職員	教育委員会 教育総務課長	伊藤 和重	
	保健福祉課長	齋藤 剛	

## 山元町こども計画

発行 山元町子育て定住推進課  
〒989-2292  
宮城県巨理郡山元町浅生原字作田山32  
TEL 0223-36-9835  
FAX 0223-37-4144